

令和6年度

新島学園短期大学

自己点検・評価活動報告書

令和8年1月

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 自己点検・評価の組織と活動、自己点検・評価活動報告書の記述方法 | 3 |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 | 6 |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] | 6 |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] | 8 |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献] | 12 |
| [テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証] | 14 |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 | 21 |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] | 21 |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果] | 27 |
| [テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜] | 33 |
| [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援] | 35 |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 | 44 |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] | 45 |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] | 52 |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 57 |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] | 59 |
| 【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】 | 72 |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営] | 72 |
| [テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表] | 76 |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営] | 79 |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] | 84 |
| 資料 | 88 |

1. 自己点検・評価の組織と活動、自己点検・評価活動報告書の記述方法

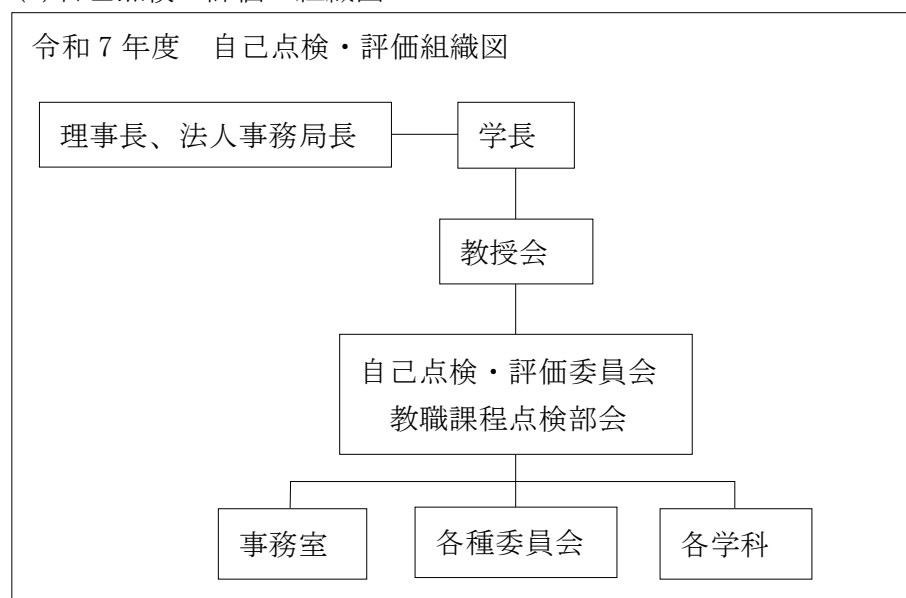
(1) 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

「自己点検・評価規程」では、自己点検・評価委員会の委員が定められている。委員会のメンバーは、キャリアデザイン学科長、コミュニティ子ども学科長、ALO(第三者評価連絡調整責任者)、学長が指名した各学科から1名以上の教員、そして2名以上の事務職員で構成されている。これらの基準に基づき、令和7年度の自己点検・評価委員会は、次のように構成されている。

令和7年4月1日現在

| | | |
|-----|-------|------------------------|
| 委員長 | 桜井剛 | コミュニティ子ども学科教授 |
| 委員 | 駒田純久 | キャリアデザイン学科教授・学科長 |
| 委員 | 澤田まゆみ | コミュニティ子ども学科教授・学科長 |
| 委員 | 久保覚司 | キャリアデザイン学科専任講師 |
| 委員 | 島津達也 | 事務長代理・アドミッションキャリアセンター長 |
| 委員 | 櫻井佳代子 | 総務財務課係長 |
| 委員 | 宮原悠帆 | 進路支援課係長 |
| 委員 | 柳澤久美 | 総務財務課主任 |

(2) 自己点検・評価の組織図



(3) 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

学則第1条の2では、「学校法人新島学園(以下『本学』という。)は、その教育水準の向上を目指し、前条の目的や社会的使命を果たすため、本学における教育や研究活動の状況について自ら点検・評価を行う」と定めている。これにより、自己点検・評価の仕組みが規定されている。

また、「自己点検・評価規程」では、「新島学園短期大学(以下『本学』という。)の目的や社会的使命の達成を目指して、自らの点検・評価のほか、第三者機関による点検・評価や、

他の短期大学と相互に行う点検・評価について必要な事項を定める」と記載している。これにより、本学の教育の質の向上を図ることを目的としている。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となって実施している。

委員会は「自己点検・評価規程」に基づき、「自己点検・評価実施要領」や「自己点検・評価実施計画」など必要な文書を作成した。さらに、自己点検・評価活動を行うために、「自己点検・評価活動および自己点検・評価活動報告書の作成マニュアル」や「自己点検・評価活動の担当部署」を示した資料を用意し、関係者に配布した。各担当部署が分担して活動を実施し、その内容をまとめて報告書を作成している。

自己点検・評価活動の役割分担は以下のとおりである。

基準Ⅰ 宗教委員会、教学マネジメント推進会議、各学科、地域連携センター、自己点検・評価委員会

基準Ⅱ 教務委員会、各学科、入試広報委員会、学生委員会、図書委員会、地域連携センター、進路支援課

基準Ⅲ 事務室、事務長、総務財務課、図書委員会、久保覚司

基準Ⅳ 理事長、学長、法人本部、総務財務課、自己点検・評価委員会

各部署責任者を中心に作成した報告書は、自己点検・評価委員会による確認を経て完成している。

(4) 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和7年度)

| 年月 | 自己点検・評価委員会 | 法人本部、常置委員会、学科、事務局等 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 令和7年5月 | ・「自己点検・評価実施要領」、「自己点検・評価活動計画」を策定した。 | |
| 6月 | ・「自己点検・評価規程」第4条に基づき、「自己点検・評価実施要項」、「自己点検・評価活動計画」を教授会に提出した。 ・「自己点検・評価活動報告書」の書式を作成した。 | |
| 7月～11月 | ・令和6年度の点検・評価の対象について、自己点検・評価を実施した。 ・自己点検・評価活動を踏まえ、11月末までに「自己点検評価・活動報告書」を記入した。 ・令和6年度の点検・評価の対象について自己点検・評価を実施した。 ・自己点検・評価活動を踏まえ、11月末までに「自己点検評価・活動報告書」を記入した。 | |
| 12月～令和8年1月 | ・法人本部、常置委員会、学科、事務局等が記入した内容を整理・統合し、最終的な「自己点検・評価活動報告書」を作成した。 | |

(5) 自己点検・評価活動報告書の記述方法

<根拠資料>欄

資料 1、資料 2・・・と資料番号を示し、続けて根拠資料名、ホームページの場合は URL アドレス、関係する観点番号を示した。

<区分 基準の現状>欄

各観点の番号と現状を示した。()には根拠資料の番号を示した。

<テーマ 基準の課題>欄

各観点の番号と課題を示した。

<テーマ 基準の特記事項>

各観点の番号と特記事項を示した。

<基準 改善状況・改善計画>欄

a. は、基準に関する改善状況(前年度に作成した自己点検・評価活動報告書の課題や本報告書の課題に関する令和 7 年度 12 月末までの改善状況)を示した。

b. は、今回の自己点検・評価の課題についての改善計画を示した。

資料欄

自己点検・評価の観点を示した。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

資料1 「建学の精神」、ホームページ、<https://houjin.niijima-gakuen.jp/> 観点(1)

資料2 「学則」 観点(1)

資料3 『学生便覧』 観点(3)

資料4 『キリスト教教育のしおり』 観点(3)

資料5 『2024 CAMPUS GUIDE』 観点(3)

資料6 「大学の紹介」、ホームページ、<https://www.niitan.jp/about/> 観点(3)

資料7 「SANBIKA ワークショップ」チラシ等 観点(3)

資料8 『『上毛教界月報』を読む会』記録等 観点(3)

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I-A-1 の現状>

観点(1) 学校法人新島学園のホームページ(資料1)には、キリスト教の精神に基づき、自由で敬虔な人格、国際的教養、民主的社会人としての良識をもち、神と人ともに奉仕する人材の養成を目的として掲げている。また、本学の学則には「キリスト教的教育の特色を發揮し、真理と平和を愛し国際社会に有用な女性を養成する」(資料2)ことをその教育の目的として掲げてきた。さらに、「キリスト教精神を基本とする徳育を施し、品性高潔な、国家社会に有用の人材を育成する」との学園の建学の精神、また、新約聖書「エフェソの信徒への手紙」6章14～16節に依拠する「真理・正義・平和」を本学の教育モットーとしてきた。

観点(2) 本学の建学の精神は、「教育基本法」の目的との共通点が多い。教育基本法第二条の「教育の目標」には、建学の精神の基となるキリスト教精神や、新島学園の教育の目的および教育の理想と共通する部分がある。こうした意味で、本学の建学の精神は公共性を有していると言える。

観点(3) 本学の建学の精神は学内外に積極的に表明されている。『学生便覧』(資料3)には、建学の精神への理解を深めるため「新島学園の沿革と概要」、「学則第1条」、「キリスト教教育」、また「履修の手引き」の冒頭の項目において、本学がキリスト教主義教育を基本とすることを明確に示している(資料4)。『2024 CAMPUS GUIDE』(資料5)、ホームページ(資料6)でも、本学の建学の精神及び教育のモットーを明らかにしている。

観点(4) 本学の建学の精神としてキリスト教主義教育は、常に学内において共有されている。チャペル・アワー、入学式、卒業式、キリスト教関連行事、キリスト教関連授業はキリスト教主義に基づき実施されている。新入生のヘッドスタートプログラムにおいてもキリスト教主義の特色を学生に紹介している。学科共通の必修科目としては「キリスト教入門」があり、学科共通の選択科目としては「新島裏：その時代と生涯」がある。キャリアデザイン学科には「群馬キリスト教史」「平和学」があり、コミュニティ子ども学科には「キリスト教保育」がある。また、学生の主体性を高めるために、キリスト教サークルが活動している。地域貢献である「SANBIKA ワークショップ」(資料7)、『『上毛教界月報』を読む会』(資料8)も、本学のキリスト教精神を学内外に共有する活動である。

観点(5) 建学の精神は学内で定期的に確認されている。キリスト教主義教育に関する教職

員研修会を行い、教職員間での理解と共有を深める機会となっている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

基準 I-A-1 観点(1)の課題 建学の精神の多様な解釈が存在するため、情報媒体における表記に一貫性を持たせることが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

基準 I-B-1

資料1 「学則」、『学生便覧』、p.15 観点(1)(2)

資料2 「情報公開」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(2)

資料3 「外部評価アンケート」 観点(4)

資料4 「2024年度 コミュニティ子ども学科 学科会議 議事録」 観点(3)

資料5 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(3)

基準 I-B-2

資料1 「ディプロマ・ポリシー」、「学修成果」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(1)(2)

資料2 「アセスメントポリシー」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(2)

資料3 「シラバス」、ホームページ、

https://portal.niitan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx 観点(2)

資料4 『2025 CAMPUS GUIDE』 観点(3)

資料5 父母の会総会・高校教諭対象説明会 配布資料 観点(3)

基準 I-B-3

資料1 「三つの方針の策定・公開の基本方針」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?other=page-7> 観点(1)

資料2 「令和6年度 第4回教授会議事録」 観点(1)

資料3 「三つの方針」ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(1)(3)(4)

資料4 「令和6年度 第13回教授会議事録」 観点(3)

資料5 『学生便覧』 pp.2-5 観点(2)(3)(4)

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

観点(1) 本学の教育目的は、新島襄の精神とキリスト教教育を建学の理念とし、学則第 1 章第 1 条で定めている(資料 1)。キャリアデザイン学科の教育目的・目標は、学則第 1 章「総則」の「学科の目的等」(資料 1)において示されている。また学科に設置された 4 つのコースそれぞれについて、各コースの目指す方向を示す中で、教育目的・目標をより具体的に定めている(資料 1)。コミュニティ子ども学科の教育目的・目標は、同様に学則第 1 章第 2 条の 2 第 2 項で、「建学の理念に基づき、地域社会に貢献できる保育士および幼稚園教諭を養成する」と定められている(資料 1)。

観点(2) 両学科の教育目的・目標は、『学生便覧』を通じて学生や教職員に示すだけでなく、ホームページなどでも広く社会に公開し、学内外に向けて発信する機会を確保している(資料 1、資料 2)。

観点(3) コミュニティ子ども学科の教育目的・目標の達成状況については、第 20 回、第 21 回、第 27 回学科会議において定期的に確認している(資料 4)。これらの点検結果は『2024 年度 3 つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』にまとめており、そこにはディプロマ・ポリシーの達成状況も報告されている(資料 5)。

観点(4) キャリアデザイン学科では、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているかどうかについて、キャリアセンターが卒業生の就職先に実施する「外部評価アンケート」(資料 3)を通して定期的に点検している。コミュニティ子ども学科においても、県や市、保育団体が主催する保育や幼児教育に関する会議や、学内で行われる「実習先との懇談会」、さらに卒業生の就職先に実施している「外部評価アンケート」(資料 3)を通じて課題を把握している。これらで明らかになった課題は、第 10 回学科会議で共有し、内容の点検を行っている(資料 3、資料 4)。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

観点(1) 本学は、学則で定められている短期大学の目的を踏まえ、建学の精神に基づき「ディプロマ・ポリシー」と「学修成果」を設定している(資料1)。

観点(2) 各学科では、それぞれの教育目的・目標に基づき、学科の学修成果を明確に定めている(資料1)。また、学科レベルでの学修成果を測るための指標は、全学的な「アセスメントポリシー」に示している(資料2)。各授業科目における学修成果については、建学の精神、教育目的・目標を踏まえて編成されたカリキュラムに基づき、「シラバス」の「授業の概要・目的及び修得させる知識・技能」の項目において具体的に示している(資料3)。

観点(3) 短期大学全体および各学科の学修成果、アセスメントポリシーは、本学ホームページを通じて学内外に広く公表している(資料1、資料2)。また、学修成果を表す一つの資料として、就職・進学状況をホームページや『2025 CAMPUS GUIDE』(資料4)に掲載しているほか、父母の会総会や高校教諭対象説明会における配布資料としても提供し、ステークホルダーへの周知を図っている(資料5)。

観点(4) 短期大学が定めるディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に関する学修成果は、学校教育法における短期大学の規定で示されている「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」に照らして適切である。しかし、学修成果について学校教育法の短期大学の規定である第108条に照らして定期的な点検が十分にできていない。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

観点(1) 本学では組織的な議論を重ねた結果、令和6年度からは三つの方針を短期大学や各学科に関連付けて、一体的に策定した。また、教学マネジメント委員会は「三つの方針の策定・公開の基本方針」(資料1)を作成し、令和6年度第4回教授会において審議・承認した(資料2)。策定された三つの方針については、ホームページや『学生便覧』などを通じて学内外に公表している(資料3、資料5)。

観点(2) ②各学科のディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)は、学生の学修成果に合わせて定められている(資料3、資料5)。さらにコミュニティ子ども学科においては、各科目において厳格な成績評価を行うことで、社会的にも評価される水準となるよう努めている。

観点(3) ①各学科のカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)は、ディプロマ・ポリシーに対応して策定され、公開されている(資料3、資料5)。なお、令和6年度にはキャリアデザイン学科のカリキュラム・ポリシーにフードビジネス専攻に関する文言を追加し、第13回教授会において審議・承認した(資料4)。

観点(4) ①③各学科のアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)は、学修成果およびディプロマ・ポリシーに対応して設計され、学内外に明示されている(資料3、資料5)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

基準 I-B-2 観点(1)の課題 学修成果の定期的な点検・評価のプロセスは十分にシステム化されていない側面がある。今後は、規定に照らした点検作業を定期的なサイクルとして確立し、検証を強化する必要がある。

基準 I-B-2 観点(4)の課題 学修成果について、学校教育法第108条(短期大学の目的)に照らした定期的な点検・評価が十分に実施できていない。

基準 I-B-3 観点(2)①の課題 短期大学のディプロマ・ポリシーには、具体的な卒業要件や資格取得要件までが記載されていない。

基準 I-B-3 観点(2)③の課題 各学科において、各ポリシーの文言や整合性を定期的に点検する仕組みが十分に構築されておらず、当該年度における点検が実施されなかった。今後は定期的な見直しと改善のサイクルを確立する必要がある。

基準 I-B-3 観点(4)③の課題 令和6年度においては、アドミッション・ポリシーについて高等学校等の関係者から意見を聴取する機会が設けられていない。

基準 I-B-3 観点(4)①の課題 アドミッション・ポリシーは、改善の余地がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

- 資料1 「学則」、『学生便覧』p.22 観点(1)
- 資料2 「2024年度 公開講座」チラシ等 観点(2)①
- 資料3 「2024年度 SANBIKA ワークショップ」 観点(2)①
- 資料4 「チャイルド広場」開催記録(アンケート結果等) 観点(2)①
- 資料5 「保育DX オンライン講座」 観点(2)①
- 資料6 連携協定書(群馬中小企業家同友会、安中市、渋川伊香保温泉観光協会) 観点(2)②
- 資料7 「高崎市内4大学学生による地域連携貢献担当職員情報交換会」 観点(2)②
- 資料8 「第14回 高崎市NPO ボランティアフェスティバル」 観点(2)③
- 資料9 「産官学連携、地域貢献活動の市内連携事業研究発表会」 観点(2)③
- 資料10 「第6回、第7回 リカレント教育推進委員会 議事録」 観点(3)

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1 の現状>

観点(1)本学では、開学当初から地域・社会に向けた公開講座を実施するなど、地域社会への貢献を教育・研究活動の重要な柱の一つとして位置づけている。公開講座については、学則第12章に定めている(資料1)。

観点(2)①本学では、地域・社会に向けた公開講座は毎年実施している。令和6年度は、7月に翌年のフードビジネス専攻開講記念講座として、フードビジネスにおける商品開発および人生100年時代の心のあり方についての2講座を同日開催した(資料2)。また、SANBIKA ワークショップについては、2月から3月にかけて計3回開催した(資料3)。地域社会に対する子育て支援活動として、家庭内保育の乳幼児とその保護者を対象に、月に1度(全10回)、「チャイルド広場」を学内子育て支援専用の部屋で開催している(資料4)。リカレント教育として、「保育DX オンライン講座」を実施した(資料5)。

観点(2)②地域・社会や地方公共団体等との協定の締結に関しては、11月に群馬中小企業家同友会との連携協定を主に学生の就職等を支援する目的で締結した(資料6)。その第一弾の取り組みとして、1月には同友会による学内企業研究会を開催した。また、3月には安中市との包括連携協定、および渋川伊香保温泉観光協会と観光や学術などの分野で協力するための包括連携協定をそれぞれ締結した(資料6)。大学間の連携事業としては、「高崎市内4大学学生による地域連携貢献担当職員情報交換会」に参画し、高崎経済大学、高崎健康福祉大学、高崎商科大学と年4回程度、地域連携活動の情報交換と共有を行っている(資料7)。

観点(2)③4大学で共同して行う地域貢献活動として、「高崎市NPO ボランティアフェスティバル」に参加している。令和6年度は、主にコミュニティ子ども学科の学生が子ども向けのゲームなどを出展し、地域連携委員会の教職員が親子向け支援を行ったほか、4大学共同ブースでの活動も実施した(資料8)。その他、学生のボランティア活動はボランティア部を中心に行われており、地域からの依頼に基づき、顧問教員の指導・助言の下で実施されている(資料8)。2月には「産官学連携、地域貢献活動の市内連携事業研究発表会」を実施し、活動成果を発表した(資料9)。

観点(3)各事業の終了後には参加者アンケート等による振り返りを行った。リカレント教育推進委員会においては、保育 DX オンライン講座の振り返りを行い、分析している(資料10)。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

基準 I-C-1 観点(2)①の課題 公開講座や SANBIKA ワークショップなどの実施時期が特定の期間に集中する傾向があり、兼務する担当者の業務負担が増大している。年度当初のスケジュール立案時における、他行事との綿密な事前調整と分散化が課題である。

基準 I-C-1 観点(2)①の課題 DX 講座について、令和6年度は有料での開講とした結果、申込者が少数にとどまった。受講しやすい運営形態や広報のあり方について再検討が必要である。

基準 I-C-1 観点(3)の課題 リカレント教育推進委員会以外の委員会における地域・社会への貢献についての取組みの点検記録(議事録)が不十分である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

基準 I-D-1

- 資料1 「新島学園短期大学自己点検・評価規程」 観点(1)
- 資料2 「第11回教学マネジメント委員会議事録」 観点(1)
- 資料3 「新島学園短期大学外部評価委員規程」 観点(1)
- 資料4 「第12回教授会議事録」 観点(1)
- 資料5 『令和6年度 認証評価 新島学園短期大学 自己点検・評価報告書』 観点(2)(3)
- 資料6 「第5回自己点検・評価委員会議事録」 観点(6)
- 資料7 『学生便覧』 p.32 観点(1)
- 資料8 『2023年度教職課程 自己点検・評価報告書』 観点(3)
- 資料9 「第3回自己点検・評価委員会議事録」 観点(3)

基準 I-D-2

- 資料1 「アセスメントポリシー」、ホームページ、
<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2#apAnchor> 観点(1)
- 資料2 「2024年度 第2回～第8回教学マネジメント委員会議事録」 観点(2)
- 資料3 「第6回教授会議事録」 観点(2)
- 資料4 「委員会目標設定シート」 観点(3)
- 資料5 「教育課程の編成・実施の方法」 観点(3)
- 資料6 「教育・学修の把握・点検の方法」 観点(3)
- 資料7 「卒業時満足度調査」 観点(3)
- 資料8 「授業評価アンケート」 観点(3)
- 資料9 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(3)
- 資料10 「自己分析と改善策」 観点(3)

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

観点(1)自己点検・評価委員会は、「新島学園短期大学自己点検・評価規程」(資料1)に従って組織されている。委員会の構成は、委員長・ALO(キャリアデザイン学科長)、委員(コミュニティ子ども学科長、両学科教員、事務長・総務財務課長、事務長補佐、総務財務課係長、キャリアセンター主任、総務財務課主任)からなり、教職協働の体制をとっている。また、第4回自己点検・評価委員会において「新島学園短期大学外部評価委員規程」(資料3)および「新島学園短期大学自己点検・評価規程」(資料1)の内容を確認し、第12回教授会において審議・承認された(資料4)。教職課程に関しては、自己点検・評価のための組織を『学生便覧』(資料7)に示しており、教職課程点検部会が担当している。

観点(2)「新島学園短期大学自己点検・評価規程」(資料1)に従い、定期的に自己点検・評価を行っている。令和6年度においては、第3期認証評価の受審年度にあたるため、令和3年度から令和5年度までの内容を総括した『令和6年度 認証評価 新島学園短期大学 自己点検・評価報告書』(資料5)を作成した。教職課程の自己点検・評価については、教職課程点検部会の構成員が主に担当している。

観点(3)作成された『令和6年度 認証評価 新島学園短期大学 自己点検・評価報告書』(資料5)は適切に管理・公表されている。教職課程については、『2023年度教職課程 自己点検・評価報告書』(資料8)を教職課程点検部会が作成し、第3回自己点検・評価委員会での承認を経て(資料9)、ホームページで公開している。

観点(4)自己点検・評価活動には、できる限り多くの教職員が関わるように配慮している。具体的には、自己点検・評価委員会が各部署の責任者ごとに役割分担を決定し、点検活動を実施した。

観点(5)令和7年1月には外部評価委員会の委員同士の顔合わせを実施したが、自己点検・評価活動報告書に関する外部評価は実施していない。

観点(6)第5回自己点検・評価委員会において、『令和6年度 認証評価 新島学園短期大学 自己点検・評価報告書』(資料5)で挙げられた課題を検討するための担当部署を決定したが、令和6年度は自己点検・評価活動報告書を踏まえた改善を実施していない(資料6)。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

観点(1) 本学では、学習成果を重視した査定(アセスメント)の手法を導入しており、「アセスメントポリシー」をホームページで公開している(資料1)。

観点(2) 「アセスメントポリシー」と「チェックシート」の見直しは、令和6年度の第2回から第8回まで行われた教学マネジメント委員会において実施した(資料2)。また、訂正した「アセスメントポリシー」は、第6回教授会で審議・承認された(資料3)。

観点(3) 教育の質向上と充実に向けて、次のようなPDCAサイクルを推進している。Plan(計画)では、前年度の取り組みをふまえて「委員会目標設定シート」(資料4)を作成・報告した。次に、Do(実行)では、令和6年度の教学マネジメント委員会で「教育課程の編成・実施の方法」(資料5)を作成し、第6回教授会で報告した。さらに、各委員会や学科では会議を実施し、内容を教授会へ議事録として報告している。Check(評価)については、教学マネジメント委員会にて「教育・学修の把握・点検の方法」(資料6)を策定し、第6回教授会で共有している。また、「卒業時満足度調査」(資料7)などの各種アンケート調査を実施している。「授業評価アンケート」(資料8)は令和6年度の春学期末と秋学期末に行い、その結果を教員へ配布した。加えて、3つのポリシーについての適切性を評価するため、機関、学科、科目の各レベルで点検を実施し、その結果を令和7年3月に『2024年度3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』(資料9)としてまとめ、報告している。PDCAのAction(改善)としては、科目ごとに「授業評価アンケート」(資料8)の結果をもとに「自己分析と改善策」(資料10)を作成・提出している。

観点(4) 学校教育法や短期大学設置基準など関連する法令の改正内容については、事務室を中心に確認し、法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

基準 I-D-1 観点(1)の課題 内部質保証に関する方針及び実施体制については、第11回教学マネジメント委員会において審議が行われたものの、結論に至っていない(資料2)。

基準 I-D-1 観点(4)の課題 現状の自己点検・評価活動は、委員会や各部署の責任者が中心となっており、全教職員が十分に参与しているとは言い難い。

基準 I-D-1 観点(5)の課題 高等学校など外部関係者から自己点検・評価活動について直接意見を聴取する場が設けられておらず、多角的な視点の導入に課題が残る。

基準 I-D-1 観点(6)の課題 令和6年度は自己点検・評価の結果から課題を担当部署に振り分けた段階にとどまっている。また、教職課程の自己点検・評価の結果についても、具体的な改革・改善への活用までは至っていない。評価結果を実質的な改善に結びつけるサイクルの確立が必要である。

基準 I-D-2 観点(3)の課題 PDCAサイクルの機能強化が課題である。現状、「Check(評価)」の段階は一定の充実を見せているが、その評価をもとにした「Action(改善)」の仕組みが十分とはいえない。今後は改善の仕組みを含めた全体的な体制整備が必要である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

基準 I-D-2 観点(2)の特記事項 アセスメントポリシーとチェックシートの検討にあた

っては、教学マネジメント委員会において十分な時間をかけて審議を行い、適切な点検が可能となるよう整備した。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

a. 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況(前年度に作成した自己点検・評価活動報告書の課題や本報告書の課題に関する令和7年度12月末までの改善状況)

1. 基準Ⅰ-B-3 観点(1)の課題である「三つの方針」の再検討については、令和9年度にキャリアデザイン専攻はコースを含めカリキュラムを変更する予定である。コースの再編と合わせて「三つの方針」も検討している。
2. 基準Ⅰ-C-1 観点(2)①のリカレント教育「DX講座」の課題については、受講しやすい運営形態や広報のあり方について再検討した。
3. 基準Ⅰ-D-1 観点(5)の高等学校等の関係者の意見聴取の課題については、令和7年8月に高等学校など外部関係者から自己点検・評価活動について直接意見を聴取する「外部評価委員会」を実施した。しかし、令和7年12月末の段階で、外部評価委員からの意見や要望等を学園経営に反映するまでには至っていない。
4. 基準Ⅰ-D-1 観点(6)の認証評価の結果を踏まえた改善については、前年度の自己点検・評価活動報告書の課題について、令和7年4月に各部署に課題の改善状況の報告を依頼した。
5. 基準Ⅰ-D-2 観点(1)の学修成果を査定する方法について、キャリアデザイン学科は、カリキュラムの検討と同時に、入学前教育・初年時教育・基礎演習での学習について検討中である。コミュニティ子ども学科は、第17回コミュニティ子ども学科学科会議(11月25日)にて現方針を確認し、特に変更が必要という状態ではないことを確認した。教務委員会で学修成果を査定する方法が取り上げられていること、現在のアセスメントポリシーに定めた内容に加え外部の調査を利用する方法があるが、調査の予算が必要であることを第17回コミュニティ子ども学科学科会議(11月25日)で確認したところである。
6. 基準Ⅰ-D-2 観点(3)の教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとしての授業参観については、以下のとおりである。

授業参観に全教員参加に向けては、年間2回の実施であった授業公開週間を年間1回とし、参加への負担軽減を図った。その上で、授業参観に全教員が参加できるよう設定をしたが、参加率87.5%で、前年度同様であった。

今年度より、授業の質的改善をねらいとして、担当者が授業の達成目標と内容などを記入した授業参観シートを参観者に配布し、参観の視点がより明確になるよう変更した。参観者は、当日の学びを記述し、授業担当者に提出をするのは従来通りである。授業参加後は、教員全員にアンケートを実施し、「授業公開週間」の実情、全体的傾向と授業参観からの学びについて把握し、全体で共有することを新たに導入した。

b. 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 現状の課題認識の総括

本学は、建学の精神であるキリスト教主義教育を基盤とし、教育活動および社会貢献活動を誠実に展開している。しかし、今回の点検・評価により、組織的な内部質保証システム(PDCAサイクル)の機能において、いくつかの構造的な課題が明らかとなった。第一に、教育成果や活動実績の「点検・評価(Check)」は実施されているものの、その結果を具体的な「改善(Action)」へと結びつける手続きや責任の所在が不明確であり、実質的な改善に至っていない領域が存在する。第二に、「三つの方針(3つのポリシー)」や「建学の精神」の具

体化において、記載内容の整合性や具体性が不足しており、定期的な見直しプロセスが定着していない。第三に、教職員全体を巻き込んだ全学的な質保証体制の構築は途上であり、一部の委員会や担当者に業務・認識が偏っている現状がある。

2. 具体的な改善方策

(1) 実施体制

進捗管理: 学長および教学マネジメント推進会議が進捗管理を実施する。

(2) 改善方策と役割分担、スケジュール

| 具体的な改善方策 | 役割分担 | 短期（1年以内） | 中期（2～3年） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 区分 基準 I-A 建学の精神 ・基準 I-A-1: 建学の精神の表記について、ガイドラインを策定する。 | ・宗教委員会が担当する。 | ・建学の精神の表記のガイドラインを作成・運用する。 | ・適切に建学の精神を周知する。 |
| 区分 基準 I-B 「3つの方針」、および学習成果 ・基準 I-B-3 観点(2)①: ディプロマ・ポリシーについて、具体的な卒業要件や資格取得要件を明記する改定を行う。 ・基準 I-B-3 観点(2)③: 3つのポリシーの文言や整合性を点検するプロセスを明確化する。 ・基準 I-B-3 観点(4): アドミッション・ポリシーの内容を教学マネジメント指針に基づき再検討する。 | ・教学マネジメント推進会議が担当する。 | ・「3つのポリシー」の改定、および整合性の点検プロセスを作成・運用する。 | ・確立された内部質保証システムに基づき、次年度の改善へ反映させるサイクルを定着する。 |
| 区分 基準 I-C 社会貢献 ・基準 I-C 観点(1): 公開講座等の社会貢献活動について、年度計画段階での調整を行い、特定の時期への集中を回避する。 ・基準 I-C 観点(1)①: リカレント教育は、受講者ニーズを踏まえた内容を再検討する。 | ・地域連携委員会が担当する。 | ・社会貢献事業のスケジュールの分散を図る。 ・本学の資源（教員、施設、専門性）を活かした社会貢献の成果を振り | ・公開講座等を適切な時期に適正数を実施する。 ・社会貢献の改善を行い、講座内容や受講生数、満足度を向上させる。 |

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・基準 I-C 観点(3) : 社会貢献の振り返りを行い、議事録等として残す。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・振り返り、議事録等に記録する。 | |
| <p>区分 基準 I-D 内部質保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準 I-D: 「内部質保証の方針・体制」について結論を出す。 <ul style="list-style-type: none"> ・基準 I-D-1 観点(4) : 一部の委員ではなく、全教職員が質保証活動に参画できる体制を整える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価委員会 が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証に関する方針・体制を作成・運用する。 ・自己点検・評価活動について分担や構成員を明確にする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・確立された内部質保証システムに基づき、次年度の改善へ反映させるサイクルを定着する。 |

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

基準Ⅱ-A-1

資料1 「学則」、「履修の手引き」、「教育課程」、「試験・成績評価・単位の付与」、「履修上の注意事項、『学生便覧』 pp. 16-18 観点(1)

資料2 「2025年度 第1回教務委員会議事録」 観点(2)

資料3 「2024年度 第27回 コミュニティ子ども学科 学科会議 議事録」 観点(3)

資料4 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(3)

基準Ⅱ-A-2

資料1 「学則」、「カリキュラムマップ」、「学生便覧」、p. 16、p. 28、p. 30 観点(1)①

資料2 「シラバス」、ホームページ、

https://portal.niitan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx 観点(1)③

資料3 「授業評価アンケート」 観点(1)④

資料4 「自己分析と改善策」 観点(1)④

資料5 「2024年度 第6回教務委員会議事録」 観点(2)

資料6 「2024年度 第25回 コミュニティ子ども学科 学科会議 議事録」 観点(1)⑤、(2)

基準Ⅱ-A-3

資料1 「授業科目一覧」、「学生便覧」 pp. 39-51 観点(1)

資料2 「カリキュラムマップ」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(2)

資料3 「学修状況調査」 観点(3)

資料4 「2024年度 第19回 コミュニティ子ども学科 学科会議 議事録」 観点(3)

資料5 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(3)

基準Ⅱ-A-4

資料1 「卒業後の進路」、「学生便覧」、p. 72 観点(1)

資料2 「卒業時満足度調査」 観点(2)

資料3 「外部評価アンケート」 観点(3)

資料4 「2024年度 第10回、第19回 コミュニティ子ども学科 学科会議 議事録」 観点(2)

資料5 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(2)

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

観点(1) 単位授与の要件、卒業認定および学位授与の条件については、学則において定めている(資料1)。

観点(2) 単位授与の要件、卒業認定および学位授与の要件については、『学生便覧』の「履修の手引き」内「教育課程(カリキュラム)」および「試験・成績評価・単位の付与」に掲載し、学生に周知している(資料2)。また、各学期の履修ガイダンスでも指導を行っている。

観点(2)① 単位の実質化を図るためのキャップ制(履修登録単位数の上限設定)については、令和6年4月1日より履修規程を改正し、各学期に登録できる単位数の上限を30単位から25単位に変更した(資料1、資料2)。ただし、キャリアデザイン学科の特定の科目(政策形成ワークショップ、ボランティアプロジェクト、短期留学等)については、この上限の対象外としている。また、コミュニティ子ども学科における幼稚園教諭免許や保育士資格の取得に必要な必修科目はこの上限の対象外としている(資料1)。

観点(3) コミュニティ子ども学科では、単位授与や卒業認定、学位授与の運用が適切に行われているかについて、第27回学科会議において点検を実施した。その結果は『2024年度3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』にまとめられている(資料3、資料4)。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

観点(1)①本学の教育課程は、短期大学設置基準第6条および第7条に基づき、学則を参照しながら、各学科のカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に沿った形で体系的に編成している(資料1)。また、学修成果に対応した授業科目の構成を明確にするため、カリキュラムマップを作成・提示している(資料1)。

観点(1)③シラバスには、主な項目として、授業のキーワード、授業概要、期待される学習成果(目標)、授業展開(各回のテーマと内容)、定期試験、評価方法、使用教材や教科書、参考文献、授業時間外の学習内容などを明記し、Web上で公開している(資料2)。

観点(1)④授業改善の取り組みとして、短期大学全体で学生による「授業評価アンケート」(資料3)を定期的実施している。各学期末に実施されたアンケート結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果を受けて(資料4)を作成し、改善に役立てている。

観点(1)⑤授業内容に関する担当者間の意思疎通や協力・調整については、コミュニティ子ども学科においては第25回学科会議の学科FDにおいて、一部科目について具体的に実施している(資料6)。全学的には各教員の自律的な調整に委ねられている部分もある。

観点(2)令和6年度においては、次年度にキャリアデザイン学科フードビジネス専攻が開設されることに伴い、例年より早期に検討を開始した。シラバス作成依頼や時間割作成の前に、事務局(学務課)が中心となり各学科からの要望を確認・調整するプロセスを経ている(資料5)。また、コミュニティ子ども学科においても、第25回学科会議の学科FDにおいて、一部の科目について教育課程の見直しを実施している(資料6)。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

観点(1) 本学の教養教育の内容や実施体制については、『学生便覧』の「授業科目一覧」において体系的に整理・明示されている(資料1)。

観点(2) 教養教育と専門教育との関連性は、「カリキュラムマップ」および「授業科目一覧」によって示されている(資料1、資料2)。なお、カリキュラムマップはホームページ上で広く公開している。

観点(3) 教養教育の学修成果については、個々の科目における成績評価を通じて測定しているほか、全学的な効果測定として「学修状況調査」(資料3)における「本学の授業で教養が身についているか」という設問を用い、学生の自己評価による検証を行っている。また、コミュニティ子ども学科においては、第19回学科会議において教養教育の成果に関する点検を行い(資料4)、その結果を『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』(資料5)としてまとめている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

観点(1) 本学における職業又は実際生活に必要な能力の育成体制は、主に各学科が担う専門教育と、キャリアセンターと連携した支援体制によって確立されている(資料1)。キャリアデザイン学科における職業又は実際生活に必要な能力の育成体制は、キャリアセンターと連携して構築している。コミュニティ子ども学科では、学生が保育者として必要な資質を身につけられるよう、職業教育を重視したカリキュラムを編成している。コミュニティ子ども学科では、専門科目教育において保育者に必要なスキルの修得を図るとともに、キャリアセンターによる授業外の進路ガイダンスを通じて、勤労観や就業観の育成および就職・進学方法の指導を行っている(資料1)。

観点(2) 職業教育の効果は、全学的に「卒業時満足度調査」(資料2)における学生支援に関する設問により測定している。また、令和5年度の卒業生の就職先に対しては、キャリアセンターが「外部評価アンケート」(資料3)を実施し、卒業生の能力について外部からの評価を把握している。卒業生への調査である「卒業生状況調査」は令和6年度に実施しなかった。コミュニティ子ども学科においては、職業教育の内容や進め方の点検について、第10回および第19回学科会議で議論を行い(資料4)、その結果を『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』(資料5)にまとめて掲載し、改善に役立てている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

基準Ⅱ-A-2 観点(1)⑤の課題 授業内容に関する担当者間の意思疎通や協力・調整については、各教員の自律的な調整に委ねられている部分がある。

基準Ⅱ-A-2 観点(2)の課題 キャリアデザイン学科においては、学生募集状況の悪化に対応するため、カリキュラムの改編が急務となっている。高校生や学生のニーズや、地域社会および企業等の要望をふまえ、本学の将来像も見据えながら、教育課程の再編成を進めていくことが課題である。キャリアデザイン学科は、学修成果を考慮に入れたカリキュラムツリーの再編成も行う必要がある。

基準Ⅱ-A-4 観点(1)の課題 令和5年度卒業生に対する「卒業生状況調査」が実施されなかった点は課題である。同調査は、アセスメントポリシーにおいてディプロマ・ポリシーの達成状況を測る重要な指標と位置づけられているため、今後は確実な実施体制を整える必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

基準Ⅱ-B-1

資料1 「学修成果」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(1)

資料2 「アセスメントポリシー」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(3)

基準Ⅱ-B-2

資料1 「学則」、「2024年度キャリアデザイン学科カリキュラムマップ」、「2024年度コミュニティ子ども学科カリキュラムマップ」、「2-3 試験・成績評価・単位の付与」、「『2024年度学生便覧』、p. 17、p. 28、p. 30、p. 53 観点(1)、(3)

資料2 「授業運営及び単位認定の基本的考え方」、ホームページ、

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(2)

資料3 「成績評価のガイドライン」 観点(2)

資料4 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』pp. 23-42 観点(4)

基準Ⅱ-B-3

資料1 「アセスメントポリシー」、「授業運営及び単位認定の基本的考え方」、ホームページ、 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2> 観点(1)

資料2 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 観点(1)

資料3 『学生便覧』、p. 54 観点(1)

資料4 各種会議議事録(「2024年度 第3・7・8・12回 教務委員会議事録」、「2024年度 第10・27・28回 コミュニティ子ども学科学科会議 議事録」) 観点(1)、(2)、(3)

資料5 各種調査結果(「学習状況調査」、「授業評価アンケート」、「自己分析と改善策」、「外部評価アンケート」) 観点(2)、(4)

基準Ⅱ-B-4

資料1 各種会議議事録(「2024年度 第8回・第13回・第14回教学マネジメント委員会 議事録」、「2024年度第6回教授会 議事録」、「2024年度 第27回コミュニティ子ども学科学科会議 議事録」) 観点(1)

資料2 『2024年度 3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』 pp. 9-10, pp. 19-20 観点(1)

資料3 「教学マネジメントに関わる情報の公開」 観点(3)

資料4 「授業評価アンケート」 観点(3)

資料5 「外部評価アンケート結果」 観点(3)

資料6 「GPA データ」 観点(3)

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

観点(1)短期大学及び学科が目標とする学修成果は、ホームページで公開している(資料1)。そこでは、学修成果として具体的な能力や資質を示している。

観点(2)ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)で示された修得すべき資質を、分かりやすく言い換えたものであり、決められた期間内で身につけられるレベルに設定している。

観点(3)学修成果の測定方法については、ホームページ内の「アセスメントポリシー」として掲載している(資料2)。具体的には、短期大学レベルの学修成果の測定の指標は、学位授与数・授与率、就職・進学者数・率、卒業時満足度調査、外部評価アンケート、卒業生状況調査を用いている。各学科レベルの学修成果の測定の指標は次のとおりである。キャリアデザイン学科の学修成果の測定の指標は、学位授与数・授与率、就職・進学者数・率、卒業時満足度調査、外部評価アンケート、卒業生状況調査を用いている。コミュニティ子ども学科の学修成果の測定の指標は、学位授与数・授与率、就職・進学者数・率、保育士資格取得者数・率、幼稚園教諭二種免許状取得者数・率、卒業時満足度調査、外部評価アンケート、卒業生状況調査を用いている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

観点(1)各学科の各授業科目が、どのような学修成果に対応しているかについては、『学生便覧』のカリキュラムマップに示している(資料1)。

観点(2)教員は、「学則」や「試験・成績評価・単位の付与」(資料1)、「授業運営及び単位認定の基本的考え方」(資料2)を根拠として、学生がどの程度学習成果を達成しているかを評価している。加えてコミュニティ子ども学科では「成績評価のガイドライン」(資料3)を用いている。

観点(3)成績評価の状況については、学務課、教務委員会で把握し、S評価の基準(当該科目の履修者数全体の10%以下)が守られているかを点検し、改善の必要な科目には是正を求めている(資料1)。また、成績評価が適切に行われているかどうか、令和6年度第27回コミュニティ子ども学科学科会議等において点検し、その結果を『3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』に掲載している(資料4)。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

観点(1)短期大学及び学科では、学修成果を重視したアセスメントの手法を導入し、アセスメントポリシーをホームページで公開している(資料1)。GPA分布や単位修得率等は、各学期には教員に開示していないが、年度末にはこれらに加え、学位取得率、資格取得率、卒業率、就職率、大学編入率などを確認し、次年度の進路や履修指導に活用している(資料2、資料4)。また、令和6年度より、GPA2.0以下の学生に対して成績不振の状況や要因等をヒアリングする指導を実施し、学修状況の改善につなげている(資料3、資料4)。

観点(2)学生調査については、「全国学生調査」や「学習状況調査」を実施し、結果を教授会等で共有して課題改善に取り組んでいる(資料5)。ルーブリック評価については、令和6年度に作成したコモングルブリックを全教員に配信し、活用を確認を行った(資料4)。また、各授業終了時の「授業評価アンケート」において、シラバスに記載された学修成果の習得度を学生自身が評価し、その結果をもとに教員が「自己分析と改善策」に取り組んでいる(資料5)。

観点(3)年度末には卒業率、就職率、大学編入率などを確認し、次年度の進路や履修指導に活用している(資料2、資料4)。しかし、インターンシップや留学などへの参加率は活用していない。

観点(4)卒業生への調査は12月から1月にかけて行い、結果をホームページに公開している。進路先を対象とした調査結果についても、学科会議等で確認し、課題改善に向けて検討している(資料4、資料5)。

観点(5)測定結果の活用は進めているが、学生に対して、可視化された根拠を基にした「自らの学びの成果として身に付けた資質・能力」に関する説明は、現状なされていない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

観点(1)短期大学及び学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の達成状況について、アセスメントポリシーを踏まえて教学マネジメント委員会や学科会議等で確認している(資料1)。その結果は『3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検評価報告書』に掲載している(資料2)。また、評価方法として主にルーブリックを用いている点も特徴である。

観点(2)シラバスに記載された「期待される学修成果」については、授業の開始時に教員が学生に説明している。しかし、獲得した学修成果を自覚できるように、可視化された根拠に基づいて学生へ説明することは、現状行っていない。

観点(3)学修成果の公表については、「教学マネジメントに関わる情報の公開」を定め(資料3)、授業評価アンケートの結果(可視化されたもの)、外部評価アンケートの結果、GPAのデータ等をホームページで公開している(資料4、資料5、資料6)。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

基準Ⅱ-B-1 観点(3)の課題 各学期に、GPA 分布や各授業の単位修得率などを伝達できるシステムの構築が課題である。

基準Ⅱ-B-2 観点(3)の課題 キャリアデザイン学科では、成績評価の状況の点検・把握が十分ではない。

基準Ⅱ-B-2 観点(3)の課題 GPA 分布や単位修得率等は、各学期には教員に開示していない。各学期に、学科の GPA 分布や各授業の単位修得率などを把握できる仕組みが必要だと考えられる。

基準Ⅱ-B-3 観点(1)の課題 ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に対応する各科目の学修成果を確認していない。また、学生一人ひとりの学修成果を十分に把握していない。各学生の学修成果の把握には、新たな仕組みの導入が必要である。

基準Ⅱ-B-3 観点(3)の課題 インターンシップや留学などへの参加率は把握・活用していない。

基準Ⅱ-B-3 観点(5)の課題 測定結果を基にした「自らの学びの成果として身に付けた資質・能力」に関する説明は、現状なされていない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

基準Ⅱ-C-1

資料1 『2025年度 学生募集要項』p.4 観点(1)、(2)

資料2 『NIITAN CAMPUS GUIDE 2025』p.49 観点(2)

資料3 『学生便覧』、p.79 観点(6)

基準Ⅱ-C-2

資料1 『2025年度 学生募集要項』pp.2-3、pp.5-27、pp.34-36 観点(1)、(2)、(3)、(4)

資料2 『NIITAN CAMPUS GUIDE 2025』p.48 観点(3)、(4)

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

観点(1)入学者選抜の方法と入学者受け入れ方針の関係については、『2025年度 学生募集要項』(資料1)に、入学者選抜の基本方針として明記している。入学者選抜の基本方針は、「アドミッション・ポリシー」に基づき、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しながら学ぶ態度」を多面的かつ総合的に評価することを明記している。

観点(2)選抜方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜、特待生選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜(社会人・学士、帰国子女・外国人留学生)を設けている。

それぞれの選考基準は、(資料1)p.5～p.27に記載している。また、『NIITAN CAMPUS GUIDE 2025』(資料2)やホームページにも、入学案内として入試概要等を掲載している。

観点(4)入学者選抜は、入試・広報課が作成した実施要項に基づいて実施している。入学者選抜の実施要項は、事前に関係する教職員へdesknet'sを通じて配布し、周知を図っている。ただし、入学者選抜の実施に関する学内規程は設けていない。

観点(5)入学者選抜の実施体制については、desknet'sの通知文で担当者を明記し、実施要項には試験会場・試験室やタイムスケジュール(時間、業務内容、担当、場所)などを記載し、関係する教職員に周知している。ただし、実施要項には、入学者選抜の責任体制や実施本部についての記載はない。

観点(6)入試や広報を担当する部署として、事務室内に入試・広報課を設置している。入試・広報課には、係長1名、職員2名の計3名の専門職員を配置している。入試・広報課の組織上の位置づけは、『学生便覧』(資料3)の組織図に示されており、同p.81には入試・広報課の位置づけが記載されている。入試・広報課は、オープンキャンパスの運営や学内・学外での進学説明会の実施、高大連携、入試に関する問い合わせ対応、入学者選抜の実施に関する事務作業を担っている。

受験生及び保護者からの相談や質問には、入試広報課の3名の職員が対面や電話、E-mailで対応する他、LINEやSNSを活用した相談にも丁寧に対応している。特にLINEについては、個別に受験生の不安や悩みについて気軽に相談できることもあり、年々対応利用者が増加している傾向にある。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

観点(1)入学者受入れの方針については、『2025年度 学生募集要項』(資料1)に、短期大学および両学科の「アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)」を記載している。

観点(2)選抜区分ごとの募集人数は、『2025年度 学生募集要項』(資料1)の募集概要に掲載している。また、選抜方法ごとの募集人数も掲載している。

観点(3)授業料やその他入学に必要な経費については、『2025年度 学生募集要項』(資料1)に掲載している。また、『2025年度 学生募集要項』(資料1)には、「入学手続について」「学生納付金(学費・諸会費)」「資格特待生の学生納付金(学費・諸会費)」「特別選抜合格者の学費減免措置(入学金全額免除・教育研究振興費半額)」「学生納付金等の延納・分割納入に関する特別措置」「入学辞退および学生納付金の返還について」も記載している。さらに、『NIITAN CAMPUS GUIDE 2025』(資料2)には、奨学金制度や学費についても掲載している。

観点(4)入試に関する問い合わせ先については、『2025年度 学生募集要項』(資料1)の冒頭に新島学園短期大学の住所、電話番号・FAX番号、対応時間、メールアドレス、URLを掲載している。また、『NIITAN CAMPUS GUIDE 2025』(資料2)やホームページにも連絡先を掲載し、受験生が問い合わせできるようにしている。受験生からの相談や質問には、入試広報課の3名の職員が対面や電話、E-mailで対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

基準Ⅱ-C-1 観点(1)の課題 アドミッション・ポリシーを明示し、募集要項や本学ウェブサイト、オープンキャンパスや合同進学相談会、進学情報媒体等を通じて広報活動を行い、入学者選抜試験を実施している。しかし、受験者の中にはアドミッション・ポリシーを十分に理解できていない状態で受験する者も僅かながら存在している。また、面接のない一般選抜などで、入学してくるケースもある。今後も、広報活動を行う際にアドミッション・ポリシーを丁寧に伝達し、こうした状態が発生しないように努める必要がある。また、入学前の学習成果の把握・評価をどのようにアドミッション・ポリシーに反映していけばよいのか、内容の見直しも含め検討を重ねていく必要がある。

基準Ⅱ-C-1 観点(5)の課題 入学者選抜に関する学内規程が存在しない。

基準Ⅱ-C-1 観点(5)の課題 入学者選抜の実施において学長を中心とした責任体制を明示する規程や文書がない。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

受験生の多様なニーズに応えるため、さまざまな選抜方法や入試日程を設けている。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

基準Ⅱ-D-1

資料1 『学生便覧』 観点(4)

資料2 「シラバス」、ホームページ、

https://portal.niitan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx 観点(4)

資料3 『保育者をめざして一実習の手引き一』 観点(4)

基準Ⅱ-D-2

資料1 『学生便覧』、p. 63、p. 59 観点(6)、(12)

資料2 「卒業時満足度調査」 観点(8)

基準Ⅱ-D-3

資料1 「受験報告書」 観点(1)

資料2 「求人票」 観点(2)

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

観点(1)入学手続者に対する情報提供については、学科ごとに実施している。キャリアデザイン学科では、入学前教育として「新短ラーニング」というeラーニングによる自主学習を課し、3月に基礎学力テストを実施している。テスト終了後には学習や学校生活に関する相談の機会を設けている。コミュニティ子ども学科では、進研アドによる入学前プログラムの教材と、ピアノに関する課題を課している。3月上旬にはプレカレッジを開催し、入学後に必要な基礎的知識の習得と学習意欲の向上を図っている。学生生活に関する情報は、オープンキャンパスや入試説明会等で提供しており、個別の問い合わせには入試室や教員が対応している。

観点(2)入学者に対するオリエンテーションは、入学直後に行われる「ヘッドスタートプログラム」の中で実施している。コミュニティ子ども学科では、資格取得や職業選択、卒業までの履修科目や単位数について、卒業要件、保育士資格取得要件、幼稚園二種免許状取得要件に分けて説明している。また、1年後には保育者として社会に出る責任の重さを自覚させる指導を行っている。

観点(3)学習の動機付けや科目選択のためのガイダンスは、各学期の授業開始時に実施している。履修方法や卒業要件、履修上の注意に加え、希望進路および所属コースに応じた入念な履修指導を行っている。また、コミュニティ子ども学科では、春学期・秋学期の開始時にスタートアップセミナーを開催し、学生の目標設定とコミュニケーション力の育成を図っている。

観点(4)学習支援のための印刷物として、『学生便覧』(資料1)を作成し全学生に配布している。同資料には、建学の精神、教育目的、学年暦、カリキュラム、学習に関する規則や情報を網羅している。また、「シラバス」(資料2)はポータルシステムから閲覧可能であり、

授業の目的や修得できる知識・技能等を明記している。さらに、コミュニティ子ども学科では『保育者をめざして—実習の手引き—』（資料3）を配布し、資格取得に向けた学習支援を行っている。

観点(5) 学生に対する履修指導・支援については、1・2年生ともにゼミ担当教員が学生一人ひとりに応じて行っている。特に令和6年度からは、GPAが2.0以下の学生に対してゼミ担当教員が面談や指導を必ず実施し、継続的な支援を行っている。

観点(6) 学習上の悩みや相談については、学生相談室、専任教員のオフィスアワー、ゼミ担任による個別相談など、複数の対応体制を整備している。学生相談室にはカウンセラーを配置し、月2回程度開室している。また、必要に応じて保護者とも連携し、キャリアセンターと協力して進路相談にも応じている。

観点(7) 基礎学力が不足する学生に対する補習等は、学科の特性に合わせて実施している。キャリアデザイン学科では、「新短ラーニング」等の結果に基づき、ゼミ教員が取り組み状況を確認している。また、「文章表現法」「情報処理」「総合英語」「数的リテラシー」を必修科目とし、特に英語力が不足する学生には「英語基礎力認定試験」の合格を義務付けている。コミュニティ子ども学科では、授業担当者が個別に対応し、欠席が目立つ学生については学科内で情報を共有して指導している。

観点(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する支援として、キャリアデザイン学科では、四年制大学への編入希望者に対して英語や小論文の補習を実施し、公務員試験対策の補習も行っている。コミュニティ子ども学科では、ピアノ実技において習熟度別クラス編成を行い、弾き歌い認定制度を設けている。また、1年次の学業優秀者を「ベスト オブ コミュニティ子ども学科」として表彰し、学習意欲の向上を図っている。

観点(9) この観点は本学に関連しないため自己点検・評価活動を実施していない。

観点(10) 図書館における学習支援として、図書館長、司書、各学科教員からなる図書委員会を定期的開催し、図書館の充実と利便性の向上を図っている。「基礎演習Ⅰ」の授業では図書館利用説明を行い、学生図書委員会による選書ツアーも実施している。専門の事務職員は、授業用参考書、編入用、各種検定用の資料を充実させ、配架を工夫している。また、ラーニングcommonsとしての機能を強化するため、学習机を増設するなど環境整備に努めている。

観点(11) 海外派遣については、キャリアデザイン学科においてニュージーランドのプログラムを導入している(イギリスのプログラムは令和6年度より中止)。なお、コミュニティ子ども学科では留学生の派遣は行っていない。

観点(12) 学修成果の獲得状況については、教務委員会が全学的な学修状況調査を実施し、学生の自己評価結果を分析して支援方策を検討している。また、コミュニティ子ども学科では、定期試験や実習の評価に基づき、学科会議等で教育方法の振り返りと学習支援方策の改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

観点(1) 学生生活支援のための組織として、教職員で組織される学生委員会と、事務職員からなる学務課を整備している。「ヘッドスタートプログラム」において学生生活のオリエンテーションを行い、一年を通じて学内での生活の指導や支援に当たるほか、防犯など学外での生活にも関わる講演会の企画も担当している。

観点(2) 学生が主体的に参画する活動として、1、2年次各ゼミのゼミ長と各クラブ・サークルの長による学友会があり、学友会長のもと学生生活に関する様々な話し合いを行っている。クラブ・サークルは、体育系・文化系あわせて14団体が活動しており、学務課職員や顧問教員が必要に応じて支援を行っている。また、学内行事として、5月の学内スポーツ大会と12月の大学祭(裏祭)を実施している。これらの行事は、学生による実行委員会を中心に企画・運営が行われるよう、学務課と学生委員会がサポートしている。

観点(3) キャンパス・アメニティについては、学生ホール(学生食堂)や、パン・飲料の自動販売機を備えたラウンジを設置している。新校舎には、コピー機や自習用カウンタースペース、トイレなどを整備し、学生の利用に供している。

観点(4) 宿舎が必要な学生に対しては、近隣の不動産会社からの物件情報を提供している。また、条件を満たす学生には月額1万円の住宅費補助を支給し、経済的な支援を行っている。

観点(5) 通学の便宜を図るため、駐車場と駐輪場を整備している。学内の駐車場台数を超えて利用希望があった場合は、近隣の駐車場代金の一部を補助する制度を設けており、希望者全員分の駐車スペースを確保している。なお、交通の便が良い立地であるため、通学バスの運行は実施していない。

観点(6) 経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金に加え、独自の「新島学園短期大学貸与奨学金」(年額500,000円)の制度を設けている。さらに、2年生を対象とする「在学生特待生制度」(資料1)により、学業や活動で顕著な成績を修めた学生の授業料を免除している。

観点(7) 健康管理については、「学生カルテ」により健康診断結果を管理し、事務職員が対応している。メンタルヘルスケアについては、学生相談室にカウンセラーを配置し、月2回程度相談室を開室している。また、精神面に特別な支援が必要な学生に対しては、教職員間で状況を共有し、ゼミ担当教員を中心に丁寧な指導・支援を行っている。

観点(8) 学生の意見聴取については、「卒業時満足度調査」(資料2)を実施しているほか、「意見箱」を設置し、寄せられた意見に対して回答や対応を行っている。また、日頃からゼミ担当教員が学生の動向に目を配り、意見を汲み取りやすい体制を整えている。

観点(9) 留学生の支援については、現在在籍はないものの、日本以外の国籍を持つ学生に対して「日本語の仕組みⅠ・Ⅱ」の履修を促すなど、学習・生活を支援する体制を整えている。

観点(10) 社会人学生に対しては、専用の入試制度や学費減免措置を設けている。また、群馬県からの委託による公共職業訓練(保育士)の受け入れを行い、社会人の再就職に向けた学習支援を行っている。

観点(11) 障がい者への支援については、入学前に事前相談を行い受け入れている。施設面

では、障がい者用トイレ、可動式階段昇降機、点字ブロック、エレベーター等を設置している。

観点(12)長期履修生については、「長期履修制度」(資料1)を設け、様々な事情により4年以上にわたり勉学を希望する学生を受け入れる体制を整えている。

観点(13)学生の社会的活動については、ボランティアやNPO活動への参加を推奨・支援している。「在学生特待生制度」や編入学推薦の選考においても、これらの活動実績を評価に反映させている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

観点(1)就職支援のための教職員の組織として、進路支援委員会を設置している。同委員会は各学科教員・キャリアセンター職員で構成され、目標の設定、就職に関する取り組みや情報交換などを行っている。また、キャリアセンターには、令和6年度現在、キャリアセンター長(キャリアコンサルタント有資格者)1名、ほか職員3名(キャリアコンサルタント資格を有する兼務者1名を含む)を配置し、組織的な支援を行っている。

観点(2)就職支援のための施設として、キャリアセンター内に面談できる専用ブースを設置している。ここでは、就職先の紹介や相談、履歴書やエントリーシートなどの添削指導、模擬面接練習など、各種カウンセリングが安心して受けられるよう配慮している。また、過去に筆記試験や面接試験を受験した学生の記録を「受験報告書」(資料1)としてファイルし、希望する学生がいつでも閲覧できるようにしている。

観点(3)就職のための支援として、1年次からの積極的なキャリアセンター活用を促すとともに、年間を通じて進路ガイダンスを学科別(キャリアデザイン学科は全16回、コミュニケーション子ども学科は全6回)に行っている。ガイダンスでは、就職情報サイト担当者による説明、企業人事担当者や卒業生による講演、内定者による体験談の発表を実施している。また、外部専門家による「身だしなみやメイクアップ」講座、キャリアコンサルタントやアナウンサーによる「コミュニケーション力講座」「話し方講座」を実施し、社会人基礎力の養成に努めている。資格・試験対策としては、ハローワークの協力による職業興味検査(VPI)や、就職総合テスト(SPI)を複数回実施している。公務員志望者に対しては、夏期休暇中に外部講師による全18回の受験対策補習を実施した。その他、秘書技能検定の募集や準試験会場の運営を行っている。各企業や園・施設等からの「求人票」(資料2)の収集を行い、ポータルシステム等で案内している。また、一般企業や保育所・幼稚園等の採用担当者向けに学科ごとのリーフレットを作成し、本学の教育方針や学生の特長、進路実績等の情報を発信している。就職内定者や進学決定者については、入試・広報課と連携して学内外で公表している。

観点(4)学科ごとに、卒業時の就職状況が教授会及び学科会議において報告されている。しかし、卒業時の就職状況の分析・検討はしていない。また、卒業時の就職状況の結果を学生の就職支援に活用したことを示す記録等はない。

観点(5)進学・留学に対する支援として、編入学希望者には教員とキャリアセンターが連携してサポートを行っている。専門分野の教員による指導に加え、キャリアセンターでは過去問や募集要項の提供、補習授業や面接指導を実施している。指定校推薦編入学についても両者が協力して運営している。なお、留学支援については、希望者が少数であるため、海外姉妹校との関係を有する教員が窓口となり、個別に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

基準Ⅱ-D-2 観点(3)の課題 学生のニーズに応じた施設設備として、売店は設置していない。自動販売機の種類を増やしてほしい、価格の安い商品を取り扱ってほしいとの声があり、委員会内で要望を共有しているが、具体的な検討には至っていない。

基準Ⅱ-D-3 観点(1)の課題 進路支援における教職協働のさらなる強化が必要である。

基準Ⅱ-D-3 観点(4)の課題 学科ごとに卒業時の就職状況が教授会及び学科会議において報告されているが、卒業時の就職状況の分析・検討はしていない。また、卒業時の就職状況の結果を学生の就職支援に活用したことを示す議事録等の記録はない。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

四年制大学編入学試験合格は優れた実績である。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

a. 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況(前年度に作成した自己点検・評価活動報告書の課題や本報告書の課題に関する令和7年度12月末までの改善状況)

1. 基準Ⅱに関連して、学則に三つの方針に関する文言を加えることは、三つの方針の検討を受けて実施したい。
2. 基準Ⅱ-A-2 観点(1)のキャリアデザイン学科においてカリキュラムを見直し改編することの課題は、現在、検討中である。
3. 基準Ⅱ-A-2 観点(1)のキャリアデザイン学科において学修成果を考慮に入れたカリキュラムツリーの再編成は、コースの再編も含めて検討中である。
4. 基準Ⅱ-A-4 観点(1)「卒業生状況調査」は、進路支援課が令和7年度に実施できるように準備している。
5. 基準Ⅱ-C-1 の課題である入学者選抜に関する学内規程は検討中である。
6. 基準Ⅱ-C-1 の課題である入学者選抜の実施において学長を中心とした責任体制を明示する規程は検討中であるが、入学者選抜の実施要項には学長を中心とした責任体制を明示している。
7. 基準Ⅱ-D-2 の障がい者の受入れのための施設の整備は、パソコン室を本館1階に設置するよう検討を始めた。
8. 基準Ⅱ-D-3 の課題である進路指導や状況を記録するシステムの構築は、令和7年度よりキャリアタスUCを活用し、進路指導等について学生との面談記録を教員、進路支援課職員が入力し、情報共有が可能となった。また、活動状況についても学生本人が入力可能になった。今後1年生も登録予定である。

B. 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 現状の課題認識の総括

本学の教育課程と学生支援体制は、基本的な方針や組織は整備されているものの、その運用プロセスにおいて組織的な統制とデータの活用に課題を有している。第一に、教育課程の編成や授業調整において、教員個人の自律性に依存する側面が強い。また、キャリアデザイン学科においては、環境変化に対応したカリキュラム再編が急務である。第二に、学習成果の測定・評価において、データ収集(GPA、単位取得率、卒業生調査等)の網羅性や即時性が不足しており、かつその結果を学生へのフィードバックや教育改善へ直結させる「可視化」の仕組みが不十分である。第三に、就職支援の分析・検討プロセスにおいて、記録が不足している。加えて、アドミッション・ポリシーの内容と周知方法の検討が課題である。

2. 具体的な改善方策

(1) 実施体制

進捗管理：学長および教学マネジメント推進会議が進捗管理を実施する。

(2) 改善方策と役割分担、スケジュール

| | | | |
|----------|------|---------|-----------|
| 具体的な改善方策 | 役割分担 | 短期 (1年以 | 中期 (2~3年) |
|----------|------|---------|-----------|

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 内) | |
| <p>区分 基準Ⅱ-A 教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅱ-A-2 観点(5)：教員間の連携を個人の裁量に委ねず、学科会議やFD活動を通じて組織的に調整する仕組みを作成する。例えば、カリキュラムマップを踏まえたシラバスの調整等が考えられる。 ・基準Ⅱ-A-2:キャリアデザイン学科については、高校生や地域・企業のニーズ調査に基づき、カリキュラムおよびカリキュラムツリーの再編成案を策定し、早期の実施を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教務委員会・各学科が担当する。 ・カリキュラム等はキャリアデザイン学科が策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織的に授業間の連携を行う。授業内容について科目間の重複や欠落の有無について確認する。 ・外部ニーズの調査を実施する。 ・キャリアデザイン学科は新カリキュラムを策定する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業間の連携により、適切に学修成果の獲得をさせる。 ・改善したカリキュラムの運用を開始する。 |
| <p>区分 基準Ⅱ-B 学習成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅱ-B-3 観点(1)：GPA 分布や授業ごとの単位修得率等の定量的データを、年度末だけでなく各学期末に教員へ開示するシステムを構築する。 ・基準Ⅱ-B-4 観点(1)・(2)：ディプロマ・ポリシーと各科目の学習成果の紐づけを再点検し、学生が自らの学習成果(身に付けた能力)を視覚的に把握できるシステムを実施する。 ・基準Ⅱ-B-4 観点(3)：インターンシップや留学への参加率等を確認し、多面的な成果把握に努める。 ・基準Ⅱ-B：学則に3つの方針に関する文言を加える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教務委員会が担当する。 ・教務委員会が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・GPA や単位は学期ごとのデータの開示を開始する。 ・学生自身が学習成果を把握できるシステムを運用する。 ・インターンシップや留学の数値は年度末にデータを集計する。 ・教務委員会が主導し学則を改訂する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・可視化されたデータに基づき、学生が自らの学びを振り返る指導を実施する ・教務委員会で学習成果の全体傾向を分析し、カリキュラム改善に活用する。 |

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>区分 基準Ⅱ-C 入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅱ-C:アドミッション・ポリシーの内容と周知方法を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入試広報委員会が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーの内容を検討し、周知する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「求める学生像」を明確に提示することで、受験生の志望動機と教育内容のズレを減らす。 |
| <p>区分 基準Ⅱ-D-2 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅱ-D-2 観点(3):学生の要望(自動販売機の拡充等)について、学生委員会と事務室が連携して実現可能性を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学生委員会と事務室が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の拡充を行う。 | |
| <p>区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅱ-D-3 観点(4):就職支援において、学科ごとの就職状況や支援結果を組織的に分析し、その内容を会議議事録等の公的記録として残す。この分析結果に基づき、教職協働による支援策を立案・実行する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・進路支援課が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・就職状況や支援結果の分析とその記録化をする。分析結果を報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職協働による就職支援を実施する。 |

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

基準Ⅲ-A-1

資料1 「新島学園短期大学教員任用規程」 観点(4)

資料2 「新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程」 観点(4)

基準Ⅲ-A-2

資料1 「新島学園短期大学教員研究費規程」 観点(3)

資料2 「新島学園短期大学教員研究費使用細則」 観点(3)

資料3 『新島学園短期大学紀要』 観点(5)

資料4 『子ども学研究論集』 観点(5)

資料5 「外国旅費準則」 観点(7)

基準Ⅲ-A-3

資料1 「学校法人新島学園事務組織規程」 観点(1)

資料2 「学校法人新島学園事務処理要項」 観点(3)

資料3 「新島学園短期大学FD・SD委員会規程」 観点(3)

資料4 「学校法人新島学園 文書保存規程」 観点(6)

基準Ⅲ-A-4

根拠資料なし

基準Ⅲ-A-5

資料1 「教学マネジメントに関わるFD・SD」 観点(1)

資料2 「第6回教授会資料」 観点(1)

資料3 「新島学園短期大学FD・SD委員会規程」 観点(1)

資料4 「2024年度第7・8回教務委員会議事録」 観点(2)①

基準Ⅲ-A-6

資料1 「学校法人新島学園就業規則」 観点(1)

資料2 「教員勤務時間割振届」 観点(1)

資料3 「新島学園大学専任教員の授業担当時間及び他校への非常勤に関する内規」 観点(1)

資料4 「学校法人新島学園教職員任用規程」 観点(4)

資料5 「新島学園短期大学教員任用規程」 観点(4)

資料6 「新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程」 観点(4)

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

観点(1)新島学園短期大学は、キャリアデザイン学科(入学定員 130 人)及びコミュニティ子ども学科(入学定員 50 人、収容定員 360 人)を設置している。本学の在籍教員数は、いずれの学科とも短期大学設置基準第 22 条に係る別表 1 のイ及びロに規定される必要教員数を満たしている。

観点(2)令和 6 年度の専任教員数は、教授(学長を含む)10 人、准教授 3 人、専任講師 4 人で組織されている。各学科とも定期的に学科会議を開催し、カリキュラムの検討、学生状況報告、相互理解など情報共有を密に行っている。

観点(3)教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。キャリアデザイン学科は、基礎から応用、応用から実践へと体系的に編成されたカリキュラムに基づき、専任教員を配置している。選択科目を多く有するため、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材育成に寄与するよう、非常勤講師を適宜配置している。コミュニティ子ども学科は、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得するための養成施設の指定及び免許課程の認定を受けており、これらに必要な教員を配置している。ディプロマ・ポリシーに掲げる人材育成に寄与するよう、非常勤講師を適宜配置している。

観点(4)専任教員の採用及び昇格は、教育実績・研究業績等の経歴により、本学の「新島学園短期大学教員任用規程」(資料 1)、「新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程」(資料 2)にのっとり、適正に審査が行われている。これにより、短期大学設置基準の規定を充足している。

観点(5)非常勤教員の採用に関しては、専任教員採用に準じて審議し、短期大学設置基準の規程を遵守している。

観点(6)指導補助者については、以前 IT 系科目に 1 名配置していたが、現在は配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

観点(1)専任教員の研究活動の成果は、『新島学園短期大学紀要』巻末の「個人別研究業績」にA.著書からG.その他に分類し掲載されている。おおむね全ての専任教員が研究成果をあげている。また、研究成果に関して「以降の担当授業にどう生かすのか」を具体的に「研究実績報告書」に記入する箇所があり、研究成果が教育課程編成・実施の方針に基づいて活用されていることがわかる。

観点(2)科学研究費補助金等の外部資金は獲得できていない。

観点(3)研究環境の整備については、専任教員は34.3㎡の個室が研究室として与えられ、床や蛍光灯、ブラインドカーテンの改修を逐次実施するなど、環境の向上を図っている。また、研究活動に関する規程として、「新島学園短期大学教員研究費規程」(資料1)及び「新島学園短期大学教員研究費使用細則」(資料2)を整備している。各教員は毎年2月に「研究計画調書」を提出し、これに基づき令和6年度は7万6千円から32万円の個人研究費が支給されている。

観点(4)専任教員の研究倫理を遵守するための取組みとして、コンプライアンス・研究倫理委員会を設置している。同委員会は、研究不正行為や研究費の不正使用を防止し、適正な運営管理を行うことを目的とする。研究倫理に関する研修及び教育の企画・実施を行っており、教員には理解度アンケートと誓約書の提出を義務づけている。

観点(5)専任教員の研究成果を発表する機会として、本学全体として『新島学園短期大学紀要』(資料3)を年1回発行している(令和7年3月31日発行の第46号には5人の投稿あり)。さらに、コミュニティ子ども学科では、『新島学園短期大学紀要』とは別に、『子ども学研究論集』(資料4)を年1回発行しており、保育者養成に従事する専任教員や非常勤講師に研究発表の機会を提供している(令和6年9月30日発行の第10号には9人が投稿あり)。

観点(6)専任教員の研究、研修等を行う時間については、就業規則により原則として週40時間の勤務が義務付けられているが、「教員勤務時間割振届」を提出することで、学外での研究活動に要する時間を週8時間まで確保することが保証されている。これにより実質的に1日研究日を取ることが可能である。

観点(7)専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「外国旅費準則」(資料5)のみを整備している。この規程は、学長の命令又は依頼を受けた者の外国出張旅費について記載されたものであり、教員自身の留学や研究のための海外派遣に関する規程は特に整備されていない。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

観点(1) 本学事務組織は、「学校法人新島学園事務組織規程」(資料1)に基づき、事務長のもとに総務財務課、学務課、入試・広報課、キャリアセンターを設置している。図書館については、教員が兼務する図書館長のもとに業務を遂行する体制を取っている。このように事務組織を整備しており、責任体制は明確である。また、事務職員は、各種委員会の事務局としての機能も果たしており、教員と密接な連携を図っている。日常的な各種委員会業務やFD・SD研修の場などで常に教員との連携にこころがけ、学習指導以外の広い学生生活全般におけるきめ細かいサポートを通して学生の学習成果の向上に寄与している。事務職員は、日本私立短期大学協会や日本学生支援機構等が主催する職務に関連する研修会やセミナーに参加し、専門知識を習得している。

観点(2) 事務職員の能力や適性を十分に発揮するように、FD・SD研修などを以前から年に2回程度定期的に行っているほか、外部研修への参加も推奨し、自己研鑽に励む環境を整えている。

観点(3) 事務職員は、「学校法人新島学園事務処理要項」(資料2)等にのっとり業務を遂行している。SD活動に関する規程は未整備だったが、新たに「新島学園短期大学FD・SD委員会規程」(資料3)を作成し、令和6年2月9日開催の教授会の意見を聞き、令和6年3月11日開催の常任理事会で承認され整備した。

観点(4) 事務の効率化、学生の利便性、外部との関係を考慮して本館に、総務財務課、学務課、入試・広報課、キャリアセンターの事務職員を配置している。事務職員一人に一台以上のパソコンを配置し、事務室内には複合機、大判プリンターなどの情報機器や備品を備えるなど、業務の遂行に支障をきたさないようにしている。施設設備の整備については総務財務課が担当し、計画的に照明のLED化や空調の改修工事を行っている。情報関係機器や環境の整備については、外部の業者に委託し、ソフトウェアの更新等を行い適切に対応している。

観点(5) 事務職員は、日常的な業務についての改善を提言し、事務処理の改善に努力している。

観点(6) 学生の成績記録は、「学校法人新島学園 文書保存規程」(資料4)に基づき適切に学務課で保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

観点(1)、観点(2)学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定していない。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

観点(1)、観点(2)教学マネジメント委員会は、教学マネジメントを踏まえたFD・SDの指針である「教学マネジメントに関わるFD・SD」(資料1)を作成し、第6回教授会において報告した(資料2)。FD・SD活動に関する規程は未整備だったが、新たに「新島学園短期大学FD・SD委員会規程」(資料3)を作成し、令和6年2月9日開催の教授会の意見を聞き、令和6年3月11日開催の常任理事会で承認され整備した。令和6年度は、同規程に基づき、FD・SD研修会を4回開催した。

観点(1)SD活動については、令和6年4月に第1回SD研修会「ハラスメント防止研修」を開催し、アンガーマネジメントの視点を取り入れた対策を行った。また、第2回SD研修会「情報セキュリティへの意識を高める 業務の効率化への意識を高める」においては、情報セキュリティの知識を深め、DX化や生成AIが進化する社会における課題を認識した。さらに、令和7年3月開催の勉強会「『学修者本位の教育』に向けた教学マネジメントのしくみづくり」においては、ディプロマサプリメント等について教職員で共通理解を図った。

観点(2)①FD活動については、令和6年8月に第1回FD研修会「ルーブリック評価を用いた学修成果の可視化と測定」を開催し、全教員でコモンルーブリックの必要性や作成法を理解した。その後、教務委員会で検討を重ね、完成したコモンルーブリックは全教員に共有され、授業・教育方法の改善につなげている(資料4)。

観点(3)指導補助者の研修に関する規程は整備されておらず、研修も実施していない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

観点(1)「学校法人新島学園就業規則」(資料1)において、短期大学(教育職員、事務職員)の勤務時間は、月曜日から金曜日の1週間あたり40時間を超えない範囲内で1日8時間とし、本学の運営にかかわる職務を行うことを規定している。但し、教育職員は、業務上の都合により、年度始めに個別に勤務時間の割り振りを行い、「教員勤務時間割振届」(資料2)で承認することができる。また、教育職員については、「新島学園大学専任教員の授業担当時間及び他校への非常勤に関する内規」(資料3)により、授業担当時間は各学期につき原則として週7コマ(14時間)程度とし、職務と自己の教育研究を行うことを規定している。

観点(2)教育職員、事務職員の就業に関する諸規程については、教職員に周知している。また、法改正等があった場合も学内にてその都度周知を徹底している。

観点(3)教育職員、事務職員の出退勤管理は、届出書(出勤簿、年次有給休暇届、振替休暇届)による所属長の承認により適正に管理している。人事考課については、4月に学長および事務局長が年度方針を説明し、その後、教育職員は活動報告を行い、事務職員は自己申告書(年度目標)を提出する。事務職員に対しては所属長(事務長)が面接による指導助言および評価を行い、結果は事務局長を通して理事長に報告される。これらの評価結果は、給与規程に定める賞与の配分に活用している。

観点(4)教育職員、事務職員の採用、昇任等の人事については、「学校法人新島学園教職員任用規程」(資料4)、「新島学園短期大学教員任用規程」(資料5)、「新島学園短期大学の教員選考基準に関する規程」(資料6)等に基づき適正に運営している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

基準Ⅲ-A-1 観点(6)の課題 指導補助者(補助教員等)の整備に関する課題がある。補助教員等が現在は配置されていない。また、指導補助者の研修に関する規程も整備されておらず、研修自体が実施されていない。

基準Ⅲ-A-2 観点(2)の課題 科研費等の外的資金に関する課題がある。短期大学の教員だけでは科研費等の外部資金の獲得が難しいという要因がある。

基準Ⅲ-A-2 観点(7)の課題 研究活動の高度化・国際化支援(在外研究)に関する課題がある。専任教員の長期在外研究に関する規程が存在しないため、長期の海外派遣や国際的な研究活動を行うことが制度上困難である。

基準Ⅲ-A-4 観点(1)(2)の課題 学習成果獲得に向けた体制・役割規定に関する課題がある。学習成果の獲得に向けて、教職員がどのような役割や責任を担うかが規定されておらず、組織的な連携体制の明文化が今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

基準Ⅲ-B-1

- 資料1 校地、校舎に関する図面 観点(1)
- 資料2 図書館平面図 観点(11)
- 資料3 図書館概要(図書、学術雑誌、視聴覚資料) 観点(11)
- 資料4 図書館利用状況 観点(11)
- 資料5 附属図書館利用の手引き 観点(11)

基準Ⅲ-B-2

- 資料1 「学校法人新島学園経理規程」 観点(1)
- 資料2 「学校法人新島学園固定資産及び物品管理規程」 観点(1)
- 資料3 「学校法人新島学園予算管理規程」 観点(1)
- 資料4 「学校法人新島学園資金運用規程」 観点(1)
- 資料5 「新島学園短期大学教員研究費規程」 観点(1)
- 資料6 「新島学園短期大学教員研究費使用細則」 観点(1)
- 資料7 「新島学園短期大学施設等使用規程」 観点(1)
- 資料8 「新島学園短期大学附属図書館規程」 観点(1)
- 資料9 「学校法人新島学園内部監査実施要領」 観点(1)

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

観点(1) 本学は、入学定員 180 人、収容定員 360 人にて構成されている短期大学である。校地・校舎面積等の現況は下表のとおりであり、いずれも設置基準を十分に満たしている(資料 1)。

| | 収容定員 | 校舎 | | | 校地 | | |
|----------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 基準面積 | 現有面積 | 差異 | 基準面積 | 現有面積 | 差異 |
| 新島学園短期大学 | 360 人 | 3,800 m ² | 9,909 m ² | 6,109 m ² | 3,600 m ² | 20,614 m ² | 17,014 m ² |

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

観点(2) 上記校地面積の内、6,302 m²の運動場を備え、体育館については、1,252 m²の施設を有し、正課体育や部活動等に活用している。

観点(3) 校舎の面積は 9,909 m²であり、教育研究に支障のない施設を備えている。

観点(4) 中庭には芝生を整備し、ベンチを配置することで、学生同士の交流やリフレッシュの場として機能している。グレースホールの中庭にはテーブルと椅子を設置し、食事をとることも可能である。これらの空間は、教育環境の質の向上に寄与するとともに、学生の心身の健康やコミュニティ形成にも効果を発揮している。

観点(5) 校地及び校舎においては、スロープの設置や段差解消など、障がい者に配慮した設備整備を進めており、令和 2 年に竣工した新木造校舎にはエレベーターを設置している。しかしながら、車いす利用者が日常的に支障なく学校生活を送るには依然として設備面の不十分さが残っており、更なる改善が課題である。

観点(6) 教室・演習室以外の教育支援施設は、体育館、コンピューター教室、音楽室、保健室、学生自治会室、学生印刷室、学生ホール(学生食堂)等を整備し、教育環境の充実を図っている。

観点(7) 専任教員には 34.3 m²の個室を研究室として整備している。床や蛍光灯などの改修も逐次実施しており、令和 4 年には全研究室内のブラインドカーテンを更新し、研究環境の向上を図った。

観点(8) この観点は本学に関連しないため、自己点検・評価活動を実施していない。

観点(9) この観点は本学に関連しないため、自己点検・評価活動を実施していない。

観点(10) コンピューターの設置台数は、グレースホールのコンピューター教室及び 2 教室に合計 98 台を設置し、大教室等には AV 装置等を設置し、多様な形態の授業に対応できるよう整備している。また、学生の一般教室での学習環境と IT リテラシーの向上を目的とする貸出用ノートパソコンを 10 台備えている。

観点(11) 図書館の蔵書数は、令和 6 年 5 月 1 日現在、61,904 冊(和書 59,017 冊、洋書 2,887 冊)、学術雑誌 206 タイトル、AV 資料 2,156 点、座席数 44 席である(資料 2、資料 3、資料 4、資料 5)。選書については、教職員、学生、学生図書委員からの希望リストに基づき、図書委員会にて検討している。また、各ゼミの学生図書委員をメンバーとする「学生図書委員会」を年に 2 回開催し、購入希望図書等の要望を聞く機会を設けているほか、学生図書委員が書店で直接選書を行う「選書ツアー」も実施している。廃棄については、除籍候補リス

トを基に図書委員会にて検討し、学内手続きを経て適切に処理している。

観点(12)貸し出しに関しては、県内大学図書館との相互貸し出し制度が利用可能である。また、卒業論文作成時等の長期貸し出しや、実習期間に合わせた返却日の調整など、利便性の向上に努めている。情報検索システムとして国立情報学研究所の CiNii(文献情報・学術情報検索サービス)へも加入し、環境を整備している。

観点(13)教室以外で授業を実施する際には、本館 3 階の共有スペース等を活用できるよう、壁面にホワイトボードや映像投影が可能な設備を整備している。また、Wi-Fi 使用可能エリアを本館全フロア、多目的講堂、図書館棟、グレースホール 1 階・2 階へと拡充し、学内の約 80%以上をカバーすることで、教室外での学習活動を支える通信環境の整備も進めている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

観点(1) 本学の施設設備や物品の管理については、「学校法人新島学園経理規程」(資料 1)、「学校法人新島学園固定資産及び物品管理規程」(資料 2)をはじめとする関連規程(資料 3～9)に基づき適切に行っている。

| No. | 規程等名称 |
|-----|----------------------|
| 1 | 学校法人新島学園経理規程 |
| 2 | 学校法人新島学園固定資産及び物品管理規程 |
| 3 | 学校法人新島学園予算管理規程 |
| 4 | 学校法人新島学園資金運用規程 |
| 5 | 新島学園短期大学教員研究費規程 |
| 6 | 新島学園短期大学教員研究費使用細則 |
| 7 | 新島学園短期大学施設等使用規程 |
| 8 | 新島学園短期大学附属図書館規程 |
| 9 | 学校法人新島学園内部監査実施要領 |

観点(2) 固定資産となる什器、備品の購入は、金額に応じて手続きが異なる。10万円未満は「物品等購入依頼書」、10万円以上は「原議書」を用い、規程に基づき決裁後に購入している。購入後は、資産管理システム及び会計システムに登録し、台帳を作成して適切に管理している。施設設備等の管理は総務財務課が担当し、関係法令を遵守しながら、日常的な点検や保守を行っている。メンテナンスや改修は、中長期計画に基づいて年度ごとに計画を立てて実施しており、建物や設備の保守点検は、専門業者に委託して確実に行っている。

観点(3) 火災・地震等の災害に備え、消防計画や自衛消防隊組織図等を含むマニュアルを作成し、教職員に周知・共有している。これにより、緊急時における迅速かつ的確な対応体制の構築を図っている。

観点(4) 防災マニュアルに基づき、防火管理者の指示のもと年1回の防災訓練を実施しており、特に避難訓練については避難計画に沿った実践的な訓練を行っている。これにより、教職員及び学生の防災意識の向上と、災害時の安全確保に努めている。なお、本学体育館は自治体指定の避難所となっており、非常用備蓄食や防災用品を常備している。さらに、屋外には災害対応型の自動販売機を設置し、災害時における地域住民への支援体制も整備している。学内には防犯カメラを設置し、夜間や休日の警備は警備会社に委託し防犯に努めている。

観点(5) コンピューターシステムのセキュリティ対策は、ファイアーウォール、ウイルス対策等を年間予算に計上し、外部業者に委託して実施している。

観点(6) 地球環境保全の取り組みとして、全館の照明設備をLED化した。これにより電気使用量が削減され、CO₂排出量の抑制にもつながっている。LED照明は長寿命であるため、維持管理コストの低減にも寄与し、環境負荷の軽減と経済性の両立を実現している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

基準Ⅲ-B-1 観点(5)の課題 キャンパスのバリアフリー化に関する課題がある。新木造校舎へのエレベーター設置やスロープによる段差解消など一定の配慮はなされているが、車いす利用者が日常的に支障なく学校生活を送るには依然として設備面で不十分な点が残されており、更なる改善が必要である。

基準Ⅲ-B-1 観点(6)の課題 設備の劣化と老朽化に伴う維持管理費の増加の課題がある。教室や演習室は計画的な修繕が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

基準Ⅲ-C-1

資料1 ポータルシステム、<https://portal.niitan.jp/> 観点(1)

資料2 「2024年度第2回SD研修会資料」 観点(2)

資料3 「カリキュラムマップ」 観点(2)

資料4 コンピューター教室の配置図 観点(3)、(5)

資料5 学内LAN敷設状況 観点(6)

資料6 アクティブラーニング教室の配置図 観点(6)

資料7 「学習状況調査」 観点(8)

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

観点(1)令和2年度以降の環境整備を基盤に、オンデマンド型やオンライン型授業の円滑な運用に向けた環境を整備している。全学生にGmailアカウントを付与し、Google Classroomを通じたオンデマンド型授業や学生への連絡、履修登録等に活用している。また、ポータルシステムを使用している(資料1)。設備面では、パソコン35台を備えたコンピューター教室に加え、デスクトップ型およびノート型パソコン各30台を設置した2教室を、授業および学生の学習用として活用している。また、学内のWi-Fi環境を充実させ、貸出用ノート型パソコンを授業内での情報収集やプレゼンテーション資料作成等に活用している。さらに、2教室には遠隔講義システムを導入し、同時中継機能により大人数授業にも対応可能である。教員用パソコンが未設置であった2教室にも、パソコン、プロジェクター、スクリーン、書画カメラを整備し、教育環境の充実を図っている。

観点(2)情報技術の向上に関するトレーニングについては、教職員向けに「2024年度第2回SD研修会」(資料2)を開催し、情報セキュリティへの知識深化と業務効率化を図っている。学生向けには、情報関連科目において「カリキュラムマップ」(資料3)に基づき段階的な教授内容を提供している。

観点(3)、観点(5)技術的資源および設備については、教務委員会および学務課が中心となり、計画的に維持・整備を行っている。また、教育課程編成・実施の方針に基づき、パソコン・プリンターなどのハードウェアやオフィス棟の技術的資源を適切に分配している(資料4)。

観点(4)技術的資源の分配については、教育課程の目的や授業内容に応じて状況を随時見直し、必要に応じて再配置や活用方法の改善を図っている。

観点(6)学内における無線LAN環境は概ね整備が完了しており、適切に管理・活用している(資料5、資料6)。今後、講義で利用する部屋については必要に応じて随時アクセスポイントの増設を行う体制を整えている。

観点(7)新しい情報技術等の授業への活用については、Google Classroomを用いた教材提供や課題提出、アンケート機能や外部アプリによる意見共有、実践活動の録画配信などを実施している。

観点(8)特別教室としてコンピューター教室を整備している。一方、マルチメディア教室やCALL教室は設置していない。昨今は学生個人のノート型パソコンの持参も見られ始めているため、学習状況調査(資料7)等により全学的なパソコン保有率やニーズを検証している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

記述Ⅲ-C-1 観点(2)、観点(6)の課題 学生のパソコン利用において技術力に格差が生じていることへの対応に加え、個人所有端末の活用の推進を含めた、情報化社会のニーズに対応できる施設設備のあり方について検討が必要である。

記述Ⅲ-C-1 観点(7)の課題 教員において、新しい情報技術等の活用状況に個人差が生じており、生成AIやICTの更なる有効活用に向けたスキルアップと、授業や評価方法に関する研修の実施が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

基準Ⅲ-D-1

- 資料1 事業活動収支計算書 観点(1)
- 資料2 資金収支計算書 観点(1)
- 資料3 「学校法人新島学園資金運用規程」 観点(1)⑦
- 資料4 資産等の管理台帳 観点(1)⑦
- 資料5 資金出納簿 観点(1)⑦
- 資料6 月次試算表 観点(1)⑦
- 資料7 公認会計士監査報告書 観点(1)⑩
- 資料8 みんなの新島学園募金趣意書(寄付金募集関連資料) 観点(1)⑪

基準Ⅲ-D-2

- 資料1 「入学生アンケート」 観点(2)
- 資料2 「卒業時満足度調査」 観点(2)
- 資料3 『第五次中期経営計画』 観点(3)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

観点(1)①②学校法人全体の過去3年間(令和4年度～令和6年度)の事業活動収支計算書(資料1)における当年度収支差額は、令和4年度が189百万円、令和5年度が164百万円、令和6年度が150百万円のいずれも事業活動支出超過となっている。また資金収支計算書(資料2)からは、令和6年度は教育機器備品の購入等により、令和4年度・5年度と比較して支出が増加していることが確認でき、人件費等の増加も要因となっている。短期大学の事業活動収支計算書(資料1)における当年度収支差額も、令和4年度:138百万円、令和5年度:109百万円、令和6年度:143百万円と、いずれも事業活動支出超過となっている。

その主な要因は以下のとおりである。

令和4年度:研究棟のブラインド老朽化に伴う全室入れ替え、本館に続くグレースホール棟の空調機器入れ替え

令和5年度:無線LANの設置工事、プロジェクター(2台)の新規入れ替え

令和6年度:次年度に立ち上げるフードビジネス専攻の広報強化に伴う広報費・委託費の増加

以上より、事業活動支出超過の主な要因は、空調機器等の設備更新に関わる支出増およびフードビジネス専攻立ち上げに伴う広報費・委託費の増加である。

観点(1)③貸借対照表の過去3年間(令和4年度～令和6年度)は、固定資産が(令和4年度:10,155百万円、令和5年度:10,689百万円、令和6年度:10,233百万円)でほぼ横ばいの状況、流動資産が(令和4年度:1,993百万円、令和5年度:1,340百万円、令和6年度:1,681百万円)で減少傾向、固定負債(令和4年度:336百万円、令和5年度:404百万円、令和6年度:327百万円)、流動負債(令和4年度:387万円、令和5年度:267百万円、令和6年度:304百万円)及び基本金(令和4年度:12,215百万円、令和5年度:12,312百万円、令和6年度:12,387百万円)は、ほぼ横ばいの状況、繰越収支差額(令和4年度:△790百万円、令和5年度:△954百万円、令和6年度:△1,105百万円)とマイナスが増加傾向となっている。

観点(1)④短期大学の財政と学校法人の財政の関係性については、他の学校法人と同様に短期大学と中学校・高等学校及び法人本部を合算して決算報告を行っている。令和6年度については、短期大学及び法人本部の当年度収支差額がマイナスで、中学校・高等学校がプラスの状況である。

観点(1)⑤短期大学の存続を可能とする財政維持については、定員確保が出来れば、教育活動収支差額が黒字に転換する予測である。短期大学の存在意義をステークホルダーを中心に理解をすすめて、収容定員充足率を高め、短期大学の財政維持に繋げたい。

観点(1)⑥(退職給与引当金については、法人全体で期末要支給額の100%を計上しており、退職給与引当特定資産を確保している。

観点(1)⑦資産運用においては、運用の基準等を「学校法人新島学園資金運用規程」(資料3)に詳細に定めている。この規程に基づき、安全性を最優先とし、リスクの高い取引は避け、堅実な運用を行っている(資産等の管理台帳(資料4)、資金出納簿(資料5)にて管理、月次試算表(資料6)にて報告)。

観点(1)⑧教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)については、過去3年間の平均は

約 45.8%であり、経常収入に対する教育研究経費比率は 40%を超える高い比率を維持している。

(金額単位：千円)

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 3 年間平均 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 教育研究経費 (A) | 179,715 | 173,448 | 177,096 | 176,753 |
| 経常収入 (B) | 384,170 | 404,893 | 366,612 | 385,225 |
| 比率(%) (A/B) | 46.8% | 42.8% | 48.6% | 45.8% |

観点(1)⑨教育のために必要とされている教育研究用の施設設備および学習資源(図書)についての資金配分は下記表の通り適切に行っている。

(金額単位：千円)

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|
| 施設整備費(A) | 51,105 | 3,844 | 12,226 |
| 図書関連費(B) | 1,378 | 1,542 | 1,636 |

※施設整備費・・・教育研究用施設整備の取得費、修繕費 ※図書関連費・・・図書資料費、図書支出

観点(1)⑩また、公認会計士監査(資料7)については、半期決算(10月・11月)および期末決算(4月・5月)時に実施しており、指摘事項があった場合には速やかに対応している。

観点(1)⑪寄付金の募集については、「みんなの新島学園募金」(資料8)を法人で受け付けており、その趣旨を明確にしたうえで、適切に実施している。学校債については、法人および短期大学ともに発行していない。

観点(1)⑫収容定員(360名)に対する充足率については、下記表の通りである。令和4年度・5年度の収容定員比率はほぼ同水準で推移していたものの、令和6年度には69.7%まで低下し、大きく落ち込んだ。しかし、令和7年度からフードビジネス専攻を新設する予定であり、学生募集の改善につながることを期待されている。

各年度5月1日現在

| | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 3 年間平均 |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|
| 収容定員(A) | 360名 | 360名 | 360名 | 360名 |
| 学生数(B) | 273名 | 279名 | 251名 | 267名 |
| 収容定員比率 (B/A) | 75.8% | 77.5% | 69.7% | 74.1% |

観点(1)⑬以上の分析から、財務体質は年々厳しさを増しており、学生数/収容定員の過去3年間平均は74.1%にとどまっている。今後は、地域社会を中心とした広報活動をより一層積極的に展開し、学生募集の強化を図る必要がある。特に、来年度立ち上げるフードビジネス専攻については、地域のニーズを踏まえた魅力発信を強化し、確実に学生を確保することが求められる。これにより、学生数/収容定員を100%に近づけることができれば、財政基盤の安定にもつながる。そのためにも、フードビジネス専攻を含めた全学的な学生確保に向けた具体的な計画を策定することが不可欠である。

観点(2)①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、毎年度3月に決定している。

観点(2)②決定した事業計画と予算は毎年度4月に関係部署に知らせている。

観点(2)③当初予算を毎年度適正に執行し、不測の収入・支出があった場合は、3月に補正予算を計上している。

観点(2)④日常的な出納業務は円滑に実施しているが、理事長までは報告していない。

観点(2)⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。ただし、有価証券については法人本部で管理している。

観点(2)⑥月次試算表は作成しているが、理事長までは報告していない。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

観点(1) 本学が果たすべき役割として認識したものが、卒業後の進路状況をより良いものにしていくことである。そのため、本学の目指す姿として「卒業後の進路が確かで豊かな短期大学」というものを設定し、その実現に向けて、教育活動や各種支援活動の充実を図っている。四年制大学の編入受入枠の縮小や受入枠の変動がある中、一定の編入実績を上げている。就職も長年にわたり高い就職率を維持し、高い実績を上げているが、時代の変化に柔軟に対応し学生のニーズにあわせて支援をしていく必要がある。

観点(2) 入学者を安定して確保していくためには、受験生や社会に評価されることが必要となる。そのためには、受験生や社会のニーズを把握し、それに応えていくことが必要となる。本学では、このニーズを探るため、そして、それに対してどの程度、本学の教育・支援活動が応えているかを把握するために、1年生に対して4月に「入学生アンケート」(資料1)を実施し、また2年生については卒業時にも「卒業時満足度調査」(資料2)を実施している。

観点(3) 令和3年度から令和8年度の6年間を対象とする『第五次中期経営計画』(資料3)を策定し、その最優先事項として、入学定員を250名に拡充することを基本方針として掲げている。

観点(3)①収入の多くを占めている学生生徒等納付金を安定的に確保すること、すなわち入学者を安定して確保することができるならば、財政上の安定も保たれることになる。具体的な計画としては、令和7年度よりキャリアデザイン学科、コミュニティ子ども学科のうち、キャリアデザイン学科をフードビジネス専攻(入学定員30人)とキャリアデザイン専攻(同100人)の2専攻体制に編成し、学生確保に繋げたい。

観点(3)②専任教員は設置基準上の定数どおりに配置しており、専任職員も少数精鋭の形での配置となっている。専任教員については設置基準上の定数を保持していく方向性で、退職者が出たときに教育課程を鑑みながら補充している。しかし、計画的な人事とはいえないことが課題である。専任職員についても、退職者が出たときに補充を考えるが、計画的な人事とはいえないことが課題である。

観点(3)③施設・設備の整備に関しても計画的に実施しているので、今後は、支出面での無駄を削減するために、多方面から検討を行うことが急務である。具体的な施設設備計画については、作成中である。

観点(3)④外部資金の獲得の具体的な計画ではないが、補助金獲得委員会を令和6年度に設置し、令和7年度より経常費補助金の改革総合支援補助金獲得や教育の質に係る客観的指標調査票の点数をアップさせるための打ち合わせ会議を事務職員中心に定期的に行う。また、遊休資産については、遊休資産自体が存在していないので処分計画はない。

観点(4) 短期大学全体の定員管理及び学科又は専攻課程の定員管理は、定員確保に向けた取り組みを進め、定員を満たすことが重要と考える。それに見合う経費の学科ごとの人件費は、設置基準上の教員定数を満たすことでバランスを取り、施設設備費については、ほとんどの施設・設備を学科間で共同使用している状況であるため、経費バランスを考えていない。

観点(5) 学校教育法第百十三条(教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、そ

の教育研究活動の状況を公開するものとする。)に則り、毎年度、本学ホームページに必要とされる情報は公開している。また、経営情報の公開は学校法人のホームページで公開されている。公開に対する危機意識は、管理的立場の役職者及び担当者にはあるが、全教職員に危機意識の共有は十分ではない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

(1) 基準Ⅲ-D-1 の課題

1) 財務面の課題

設備更新や新専攻設置に伴う支出増により 3 年連続で事業活動支出超過の状態にあり、収容定員充足率の低下も相まって財務体質が厳しさを増している。

基準Ⅲ-D-1 観点(1)①②⑬の課題 直近 3 年間(令和 4 年度～6 年度)において、設備更新や新専攻の広報費等の影響により、法人・短期大学ともに連続して事業活動収支差額が支出超過となっている。また、これにより財務体質が年々厳しさを増している。

基準Ⅲ-D-1 観点(1)⑫⑬の課題 収容定員充足率が低下傾向にある。新設するフードビジネス専攻を含めた全学的な学生確保計画の策定と、定員充足による財政基盤の安定化が急務である。

(2) 基準Ⅲ-D-2 の課題

基準Ⅲ-D-2 観点(1)の課題 短期大学の将来像は、卒業後の進路状況を向上させ、学生のニーズに合わせ支援をしていくことであり、時代の変化や学生ニーズに柔軟に対応した支援体制への転換が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(2)の課題 学生に対する各種調査を実施しているが、自大学の強み・弱みを把握する客観的な環境分析の欠如が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(3)の課題 令和 6 年度の事業活動支出超過や厳しい学生募集状況といった財務基盤の不安定化が課題である。具体的な財政面の課題は、学生生徒納付金比率が平均より高いが、補助金比率が低い水準にある。これらの改善に向け、経営実態・財政状況に基づく経営(改善)計画の整備が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(3)②の課題 計画的な教職員の人事計画の未確立が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(3)③の課題 計画的な施設設備計画の未確立が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(3)④の課題 補助金獲得の低迷が課題である。

基準Ⅲ-D-2 観点(4)の課題 記載内容は、法令遵守(設置基準の充足)の観点では問題ない。しかし、基準Ⅲ-D-1 の観点(1)①②⑫⑬に課題が見られることを踏まえると、観点(4)に関する取り組みがなされていない点は、なおさら課題であると言える。

基準Ⅲ-D-2 観点(5)の課題 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づく財的資源の実態を踏まえた経営危機意識が全教職員へ共有されていないことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

教育研究経費の確保や資産運用の安全性など一定の質は維持されている。

< 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画 >

a. 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況(前年度に作成した自己点検・評価活動報告書の課題や本報告書の課題に関する令和7年度12月末までの改善状況)

1. 基準Ⅲ-A-2 観点(1)の教員の研究業績については、研究業績の改善に至る方策は見つからず、次年度に向けての課題である。
2. 基準Ⅲ-A-2 観点(7)教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、未整備である。
3. 基準Ⅲ-A-5 観点(2)①授業・教育方法の改善について、令和7年8月「授業改善に生きるアクティブラーニング」についてFD研修会を開催し、授業内容を質的に改善する取り組みを実施した。
4. 基準Ⅲ-B-1 観点(6)パソコンの教室整備については、ウイルス対策を万全にし、学生が利用するパソコンの利便性を高めるためのメンテナンスを実施した。
5. 基準Ⅲ-C-1 観点(7)教職員の資質向上に関して、令和7年4月開催のSD研修会参加後のアンケートにおいても情報教育についての要望が高く、令和7年9月のSD研修会にて「生成AIの取り扱いについて」研修会を開催した。
6. 基準Ⅲ-D-1 観点(1)⑤財政の維持の課題、及び⑩入学定員充足率・収容定員充足率を妥当な水準に維持することに関する課題について、入試広報委員会は、高校訪問の強化、オープンキャンパス回数の増加、秋冬のオープンキャンパスに名称変更、資格特待制度の追加・変更、ホームページのリニューアル等の改善策を実施した。
7. 基準Ⅲ-D-2 観点(3)④外部資金の獲得について、令和7年度より経常費補助金の改革総合支援補助金獲得や教育の質に係る客観的指標調査票の点数をアップさせるための打ち合わせ会議を事務職員中心に定期的に行っている。

b. 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 現状の課題認識の総括

今回の自己点検・評価において、基準Ⅲ(教育資源と財的資源)全体を通じ、教育研究環境のハード・ソフト両面における一定の水準は維持されているものの、持続可能な経営基盤と教育の質向上に向けた戦略的視点の不足が浮き彫りとなった。課題は、連続する事業活動支出超過と収容定員充足率の低下による財務体質である。これに加え、中長期的な「教職員人事計画」や「施設設備計画」が未確立であり、リソース配分が現状維持的・対症療法的な対応に留まっている点が、不安定要因となっている。

2. 改善方策

(1)実施体制

進捗管理：学長および事務長が進捗管理を実施する。

(2)改善方策と役割分担、スケジュール

| 具体的な改善方策 | 役割分担 | 短期(1年以内) | 中期(2~3年) |
|-------------------|------|----------|----------|
| 区分 基準Ⅲ-A-2 教育研究活動 | | | |

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| <p>・基準Ⅲ-A-2 観点(2)：教員個人の努力に依存せず、組織として科研費等の外部資金獲得を支援する体制を構築する。</p> <p>・基準Ⅲ-A-2 観点(7)：専任教員の長期在外研究に関する規程を整備し、教育研究の質的向上と国際化に対応する。</p> | <p>・研究倫理委員会が担当する。</p> <p>・研究倫理委員会が担当する。</p> | <p>・科研費等の外部資金申請の体制を整備する。</p> <p>・在外研究規程を作成・運用する。</p> | <p>・科研費等の外部資金の申請の増加を図る。</p> <p>・在外研究を希望する教員がいた場合は規定に基づき実施する。</p> |
| <p>区分 基準Ⅲ-A-3 教職員の役割や責任</p> <p>・基準Ⅲ-A-4：教職員の役割や責任を明文化し、規程に反映する。</p> | <p>・役職者会議が担当する。</p> | <p>・教職員の役割や責任の規程を作成・運用する。</p> | <p>・教職員の業務の役割、責任が明確になり、業務が円滑に進む。</p> |
| <p>区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の組織的な研修</p> <p>・基準Ⅲ-A-5 観点(3)：指導補助者の研修の規程を整備し、教育研究の質的向上に対応する。</p> | <p>・FD・SD委員会が担当する。</p> | <p>・指導補助者規程を作成・運用する。</p> | <p>・指導補助者の教育研究の質的向上を図る。</p> |
| <p>区分 基準Ⅲ-D 財的資源</p> <p>・基準Ⅲ-D-1 観点(1)①②⑫⑬：経営実態・財政状況に基づく経営(改善)計画を整備する。</p> <p>・基準Ⅲ-D-1 観点(1)⑫：広報の前提として、教職員や学生が満足度を高め、自分の大学に誇りを持てるようにする。そして、広報により収容定員充足率の回復を図る。</p> | <p>・役職者会議が担当する。</p> <p>・広報の前提として、教職員や学生が自分の大学に誇りを持てるようにすることは全学的な取り組みとする。</p> | <p>・経営実態・財政状況に基づく経営(改善)計画を作成・運用する。</p> <p>・学生が「学びの納得感」を得られるようにする。(基準Ⅱ-B-4 関連) 教職員の満足度の向上のために業務の役割と責任の明確化(基準Ⅲ-</p> | <p>・経営改善の達成を図る。</p> <p>・学生満足度調査の数値の向上を図る。</p> <p>・教職員の満足の向上を図る。</p> |

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>・基準Ⅲ-D-2 観点(2) : 公務員試験の合格者数の増加や、編入実績の充実が重要である。企業等への就職に関しては、良い就職先への就職の実現を図る。このため、卒業生の就職後の状況調査や、受け入れ先の企業等へのヒアリングも、よりきめ細かく行う。</p> <p>・基準Ⅲ-D-2 観点(2) : さらなる 18 歳人口の減少や、実践的な職業教育を行う高等教育機関の新設など、環境が変化する中でも安定した募集状況とするため、それに応える活動を充実させていく必要が</p> | <p>・広報は、入試広報委員会が担当する。</p> <p>・進路支援課が担当する。</p> <p>・教務委員会・両学科はカリキュラムを担当する。</p> | <p>A-3 関連)と、経営情報の透明化と共有(基準Ⅲ-D-2 観点(5))をする。</p> <p>・本学の価値と社会のニーズを結びつけ、ステークホルダーとの信頼関係を築く広報を展開する。</p> <p>・公務員試験や編入の実績を分析し、学生のニーズに即した対策講座や支援メニューを改善する。</p> <p>・卒業生の就職・進学後のヒアリング調査、就職先へのヒアリング調査を実施し、これに基づき支援方法・内容を改善する。(基準Ⅱ-D-3 関連)</p> <p>・教務委員会・両学科はニーズの分析や学修成果の点検結果、各種調査</p> | <p>・本学への認知・関心を高める。資料請求数やガイダンス参加数、オープンキャンパス参加数、出願数の向上を図る。</p> <p>・公務員試験合格数、編入実績を向上させる。(基準Ⅱ-D-3 関連)</p> <p>・改善したカリキュラムの運用を開始する。(基準Ⅱ-A 関連)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準Ⅲ-D-2 観点(2)④：出納業務を理事長に報告する。 ・基準Ⅲ-D-2 観点(2)⑥：月次試算表を理事長に報告する。 ・基準Ⅲ-D-2 観点(3)②：「人事計画」を策定し、支出を抑制する。教員配置・職員採用を計画的に行い、固定費の最適化を図る。 ・基準Ⅲ-D-2 観点(3)③：「施設設備計画」を策定し、支出を抑制する。設備の維持更新を計画的に行い、固定費の最適化を図る。 ・基準Ⅲ-D-2 観点(4)：点検評価の観点に従い、学科・専攻別の事業活動経費と、共通経費を区分し、各種の数値を踏まえ、妥当性を分析するプロセスを導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務室が担当する。 ・事務室が担当する。 ・役職者会議が担当する。 ・役職者会議が担当する。 ・役職者会議が担当する。 | <p>結果に基づき、カリキュラムを改善する。 (基準Ⅱ-A 関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室が理事長に出納業務を報告する。 ・理事長が財的資源の管理を把握する。 ・事務室が理事長に月次試算表を報告する。 ・理事長が財的資源の管理を把握する。 ・「人事計画」を策定する。 ・「施設設備計画」を策定する。 ・学科・専攻別の事業活動経費と、共通経費を区分し、各種の数値を踏まえ、妥当性を分析する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善の達成を図る。 ・経営改善の達成を図る。 ・計画的に教員職員の人事をする。固定費の最適化をする。 ・計画的に設備の維持更新をする。固定費の最適化をする。 ・妥当性の分析に基づき、予算を配分する。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準Ⅲ-D-2 観点(5)：日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を用いた財務分析を行い、財務状況や経営課題について、管理職のみならず全教職員への情報共有を徹底し、経営危機意識の共有と全学的な協力体制の構築を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室が担当する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員向けの経営情報共有会を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全教職員への情報共有を行い、経営危機意識の共有と全学的な協力体制を構築する。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営] は令和7年度の準備状況のため、＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画』の後に記載した。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

基準IV-B-1

- 資料1 「新島学園短期大学学長選考規程」 観点(1)⑥
- 資料2 「教授会議事録」 観点(2)④
- 資料3 「高等学校との連携協定書」 観点(1)③
- 資料4 「群馬経済同友会、高崎卸売商社街協同組合との連携協定書」 観点(1)③
- 資料5 「群馬中小企業家同友会との連携協定書」 観点(1)③
- 資料6 「ホームカミングデー」 観点(1)③
- 資料7 「これからの保育×DX 講座」 観点(1)③
- 資料8 「キャリアデザイン学科」専攻設置届出書・構想資料 観点(1)③
- 資料9 「フードビジネス専攻」(文科省に届け出)
- 資料10 「安中市・渋川伊香保温泉観光協会との包括連携協定書」 観点(1)③
- 資料11 「教職員評価制度」(検討資料) 観点(1)⑤

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

観点(1)②、観点(1)⑥大学業界において様々な経験を持つ学長は、大学経営のコンサルタントを経て、「新島学園短期大学学長選考規程」(資料1)に基づき本学の学長に就任した。

観点(1)③学長は大学進学ユニバーサル化や目的意識の希薄化に対応するため、キャリアデザイン学科およびコミュニティ子ども学科にコース制を導入し、専門的な学びの体系化を図った。これにより、目的意識が明確な入学者の確保につなげている。

観点(1)③学長はエンrollment・マネジメントを活動の柱として、入学前から卒業後までの一貫した支援体制を構築している。入学前の支援としては、県内外の高等学校との連携協定(資料3)に基づき、高大接続と職業観の育成に取り組んでいる。卒業後の支援および地域連携としては、群馬経済同友会等との協定(資料4)に加え、令和6年には群馬中小企業家同友会とも連携を締結(資料5)し、授業協力やボランティア参加等を実現した。また、卒業生イベント「ホームカミングデー」(資料6)の開催や、リカレント教育「これからの保育×DX 講座」(資料7)を実施し、卒業生支援とニーズ把握に努めている。

観点(1)④学長は、学生に対する懲戒も、定められた手続きに従って教授会でやっている。

観点(1)①、観点(1)⑤、観点(1)③学長は、環境変化による学生確保の課題に対応するため、令和4年度より学長補佐、令和5年度より副学長を配置し、組織体制を強化した。また、構造改革プロジェクトチームを中心に検討を重ね、令和7年度よりキャリアデザイン学科を2専攻制に再編することとした(資料8、資料9)。さらに、令和6年度末には安中市、渋川伊香保温泉観光協会との包括連携協定(資料10)を締結した。次年度以降、これらの環境を活かしたカリキュラム改定や地域・企業連携を強化する予定である。

観点(2)①、観点(2)②、観点(2)③学長は、教学面の運営に関しては、教授会を月1回開催し、議決が必要な事項だけでなく、教育研究に関する重要事項等について教授会の意見を聴取した上で決定している。

観点(2)④学長は、大学全体に関わる行事や感染症対策等の協議に関しては、副学長、学長補佐、管理職等で組織する運営委員会において審議し決定している。なお、教授会の議事録(資料2)については、陪席の職員によって毎回作成・保存されている。

観点(2)⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有する場として機能しており、各学科のポリシーについて課題共有と協議を行っている。

観点(2)⑥教授会のもとに教務委員会、学生委員会等の委員会を設置し、短期大学の運営に必要な業務を遂行する体制を整えている。令和6年度は、従来の委員会に加え、新たに教学マネジメント委員会を設置し、「教学マネジメント指針」の策定や3つのポリシーを踏まえた点検評価にあたることとした。各委員会では目標と評価指標を定め、PDCAサイクルに基づき活動を展開している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

基準IV-B 観点(1)⑤の課題 教職員の意欲向上に資する「教職員評価制度」(資料11)について、令和5年度よりプロジェクトチームを編成し、実態調査及び原案作成を進めているが、制度としての完成・実施には至っていない。

基準IV-B 観点(1)⑤の課題 事業計画の実施については、具体的な実施計画書を作成したが、進捗に遅れが生じている箇所がある。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

基準IV-B 観点(1)⑤の特記事項 事業計画の実効性を高めるため、各項目に関連する目標、活動内容、担当部門、実施時期を具体的に記載した計画書を作成し、教職員間で共有することで、成果につながる活動を展開する仕組みを構築している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス] は令和7年度の準備状況のため、<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画』の後に記載した。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

資料1

<短大ホームページ> 観点(1)

○大学教育研究上の目的に関すること

「教育理念」 <https://www.niitan.jp/about/idea.php>

「教育の目的」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/>

「学則」 <https://www.niitan.jp/about/pdf/schoolrules.pdf>

「学科の目的等」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/>

○教育研究上の基本組織に関すること

「新島学園短期大学組織図」 <https://www.niitan.jp/about/pdf/soshikizu.pdf>

「教育組織図」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?school=page-1>

「学科案内」 <https://www.niitan.jp/department/>

○教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

「教員関連」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?teacher=page-3>

「教員紹介」(キャリアデザイン学科)

<https://www.niitan.jp/department/career-design/teacher.php>

「教員紹介」(コミュニティ子ども学科)

<https://www.niitan.jp/department/community-children/teacher.php>

○入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他神学及び就職等の状況に関すること

「入学関連」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?admission=page-4>

「学生関連」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?students=page-5>

「就職情報」 https://www.niitan.jp/course/result_career.php

「編入情報」 <https://www.niitan.jp/course/incorporation.php>

○授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

「カリキュラム・ポリシー」

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2>

「シラバス」

https://portal.niitan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx

○学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

「学修の成果に係わる評価」

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2>

「ディプロマ・ポリシー」

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2>

「アセスメントポリシー」

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2>

「卒業の要件」

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?study=page-2>

○校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

「キャンパスマップ」 <https://www.niitan.jp/life/>

「施設」 <https://www.niitan.jp/about/disclosure/?facility=page-6>

「アクセス」 <https://www.niitan.jp/about/access.php>

○授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

「授業料、入学料その他」

[https://www.niitan.jp/cms/wp-](https://www.niitan.jp/cms/wp-content/uploads/2025/11/352b7a789b6cba02df0dba0b2c57ccf3.pdf)

[content/uploads/2025/11/352b7a789b6cba02df0dba0b2c57ccf3.pdf](https://www.niitan.jp/cms/wp-content/uploads/2025/11/352b7a789b6cba02df0dba0b2c57ccf3.pdf)

○大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

「障がい学生支援」「学生生活支援」「キャリア支援」

<https://www.niitan.jp/life/support.php>

資料 2

<法人本部ホームページ> 観点(1)

○「財産目録」「貸借対照表」

https://houjin.niijima-gakuen.jp/disclosure/pdf/zaimu_25.pdf

○「計算書類」「収支計算書」

https://houjin.niijima-gakuen.jp/disclosure/pdf/keisansyorui_25.pdf

○「事業報告書」

https://houjin.niijima-gakuen.jp/disclosure/pdf/jigyohokoku_25.pdf

○「監査報告書」

https://houjin.niijima-gakuen.jp/disclosure/pdf/kansa_25.pdf

○ガバナンス・コードについて

<https://www.niitan.jp/about/disclosure/?other=page-7> 資料 3

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

観点(1)学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づいて、公表すべき教育情報を本学ホームページ(資料1)に公表している。

観点(1)私立学校法第47条に基づき、財産目録、計算書類(貸借対照表、収支計算書)事業報告書(役員名簿含む)及び監査報告書(資料2)を、本学園の各部門〔中学校・高等学校、短期大学及び法人本部〕に備え置き、利害関係者からの開示要求に対応し閲覧できるようにしている。加えて、ホームページ上(資料2)にも公開し、社会に広く公表している。

観点(2)ガバナンス・コードについては、本学ホームページに、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」に準拠し、同コードに対する順守(実施)状況について自ら点検し、その結果を公開している(資料3)。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

基準IV-D-1 観点(1)の課題 ホームページの情報公表については、情報の更新や修正のチェック体制が不十分なことが課題である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

a. 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況(前年度に作成した自己点検・評価活動報告書の課題や本報告書の課題に関する令和7年度12月末までの改善状況)

1. 基準Ⅳ-B-1 観点(1) 地域社会に必要とされる短期大学を目指し、入学者確保に向け、入試課広報課が中心であるが、教職員全員広報体制を学長のもと、進めている。入学者増が財務の健全化に一番大きな要因であるが、他の収入(補助金、寄付金、施設利用料等)を増やすための方策を練っている。同時に無駄なものは省き、必要なものだけに費用をかけ、経費削減をしていくことにより、財務の健全化を図る。

事業計画の進捗の遅れに対して、令和7年度は学長から「委員会目標設定シート」の半期における進捗状況の確認の指示を伝え、各委員会でこれを実施することで事業計画の進捗管理の強化を行った。

2. 基準Ⅳ-B 観点(1)⑤の「教職員評価制度」について、法人本部を中心に検討中である。

3. 基準Ⅳ-B 教学運営について、令和7年4月SD研修会において、ハラスメント対策への意識を高め、学生や同僚とのコミュニケーション能力を高める「怒りを鎮めるアンガーマネジメント」について研修を実施した。

b. 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 現状の課題認識の総括

本法人の理事会運営およびガバナンス体制は、法令および寄附行為に基づき適正に機能しており、財務・経営の意思決定プロセスにおける透明性は確保されている。また、学長のリーダーシップによる教学改革も着実に進展している。しかし、「情報公表プロセスの精度」に課題がある。

2. 具体的な改善方策

(1) 実施体制

進捗管理: 事務長が年度途中に進捗管理を実施する。

(2) 改善方策と役割分担、スケジュール

| 具体的な改善方策 | 役割分担 | 短期(1年以内) | 中期(2~3年) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------|---------------------------|
| 区分 基準Ⅳ-D 情報公表 基準Ⅳ-D 観点(1): ホームページにおける情報の正確性を担保するため、チェック体制を再構築する。掲載情報が最新の情報になっているかを網羅的に確認・更新する運用ルールを策定する。 | ・事務室が担当する。 | ・情報更新フローの見直しとマニュアル化を実施する。 | ・ホームページに最新の情報を適切な時期に掲載する。 |

令和7年度の準備状況

[テーマ 基準IV-A 理事会運営]

<根拠資料>

基準IV-A-1

資料1 『第五次中期経営計画』(2021年4月1日～2027年3月31日)、 観点(1)

資料2 「学校法人新島学園寄附行為」 観点(2)

基準IV-A-2

資料1 「学校法人新島学園寄附行為」第17条 観点(1)

資料2 「学校法人新島学園寄附行為」第68条 観点(1)

資料3 「学校法人新島学園寄附行為」第68条第2項 観点(1)

資料4 「私立学校法」第44条(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条準用)
観点(2)

資料5 「私立学校法」第37条第6項 観点(2)

資料6 「私立学校法」第109条第1項第1号 観点(2)

基準IV-A-3

資料1 「学校法人新島学園寄附行為」第6条 観点(1)(2)

資料2 「学校法人新島学園寄附行為」第7条 観点(1)

資料3 「学校法人新島学園寄附行為」第6条第5項 観点(2)

資料4 「学校法人新島学園理事選任機関運用規程」 観点(1)

資料5 「定時評議員会議事録」(2025年6月7日開催) 観点(2)

[区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準IV-A-1 の現状>

観点(1)理事長は、昭和22年3月の学校法人新島学園(以下、「本学園」という。)設立(当初は財団法人)に際し、中心的役割を担った湯浅正次の孫にあたり、本学園で運営する中学校・高等学校の卒業生である。初代理事長は創設者湯浅正次の叔父湯浅八郎で、第2代理事長が創設者湯浅正次、第3代理事長には父湯浅太郎が就任している。学園の短期大学第8代学長で第4代理事長大平良治の退任に伴い、湯浅康毅が平成27年4月、第5代理事長に就任した。なお、平成19年4月からは評議員として、平成20年9月からは理事として、また、平成23年度から理事長に就任するまでの4年間は副理事長として、本学園の運営に携わっている。

理事長は、就任に当たり、「新たなステージにおける新たな新島学園づくりに向けて」と題する理事長ビジョンを作成、基本理念と基本方針を示すとともに、建学の精神を再確認した上で、将来に向けて、本学園を「人生の根底に触れる学舎」を目指すとの学園像を示した。本学園創立70周年の年である平成29年には、『第五次中期経営計画』(資料1)において100周年までのロードマップを示し、教職員、保護者・同窓生等のステークホルダーに向けて発表した。このグランドデザインは第四次および第五次中期経営計画に反映されると共に、計画書に収録され、本学園の全教職員に伝えられている。

観点(2)理事長は、本学園の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、運営に関して常に責任をもってあたり、自らも対外的な活動には積極的に参加、必要な情報の取得と連携強化等を進めるなど、学校法人を代表し、その業務を総理している(資料2)。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2 の現状>

令和7年度

私立学校法改正(令和7年4月1日施行)に伴い学校法人新島学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)の全部改正を行った。寄附行為の改正手続きは、2024年11月30日開催の第2回評議員会にて諮問の上、2024年11月30日開催第4回理事会にて議決後、文部科学省の認可を受け2024年度中に手続きは完了した。改正後の寄附行為では、(1)理事会は、寄附行為第17条(資料1)の規定により、理事長が招集し、各理事各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により、会議の1週間前までに通知をすること、また、理事長以外の理事は、理事長に対して、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができることと寄附行為に規定している。寄附行為第68条(資料2)にて、決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後、理事長が、事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、かつ、計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けることと規定している。また、理事会の承認を受けた後、寄附行為第68条第2項(資料3)の規定にて、事業報告、計算書類及び財産目録の内容について、定時評議員会にて報告し、その意見を聴くと規定している。

観点(2)理事長は、5月、6月、7月、9月、11月、1月、3月の計7回、定例の理事会を招集し、寄附行為に基づき議長となって運営する。なお、招集に当たっては、付議事項を示して、原則1週間前に発出すると規定し、さらには、寄附行為により、理事長、代表業務執行理事及び常任理事は、3月に1回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならないと規定している。理事会は、付議された事業計画案や当初予算案、中期経営計画の進捗状況や中間決算と補正予算、年度決算等経営上の重要事項について、審議・決定し、この他、本学園の規程類の整備、或いは重要事項について審議を行い、議決することとする。

寄附行為においては、理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行うと規定しているが、下記の5項目の議決は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならないとしている。

①この寄附行為の変更

②予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

③基本財産の処分

④借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

⑤残余財産の帰属者の決定

また、下記の2項目についての議決は、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならないと規定している(資料6)。

①私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

②この法人の合併

観点(2)理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督すると規定されてい

るように、「短期大学間相互評価」において培われた「自覚と責任と知性の協同」の精神に則り、今後に向かっての責任を有すると認識する。

観点(3)理事会においては、法人組織、各学校組織や運営に係る規程の改正等制度面はもとより、短期大学の運営状況等について、定期的開催される理事会において、報告を受け、情報・状況を共有している。加えて、理事長及び担当理事においては、短期大学に定期的に足を運び、学長や専任教員、事務長と意見交換を実施することで状況を把握し、運営に反映させている。なお、年に1回は「理事・監事・評議員合同研修会」を今後の運営に向け、短期大学が置かれている現状や私立学校を取り巻く状況等の共有を図っている。

観点(4)私立学校法第44条(資料4)の準用規定において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の代表者の行為についての損害賠償責任規定を適用している。寄附行為では、代表権については、私立学校法第37条第6項(資料5)に基づき、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理すると規定している。私立学校法で定めている通り、学校法人の意思最高決定機関は理事会であり、本学園全体の適正な運営について、責任を有している。

観点(5)本学園運営に係る関連規程の制定改廃等は、学長理事・校長理事に一部を委任しているが、そのほとんどを理事会議決としており、必要な規程類については、理解の上、整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

観点(1)理事は、寄附行為第6条(資料1)に定める理事選任機関により、寄附行為第7条(資料2)の規定に基づき、学長・校長のうちから理事選任機関において選任した者1名以上2名以内、理事選任機関において選任した者8名以上10名以内を選任することとしている(資料4)。また、理事は、すべてキリスト教理解者であり、理事総数の2分の1以上はキリスト教信者であることを要している。

観点(2)理事選任機関は、理事を選任するときは、寄附行為第6条第5項(資料3)の規定により、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員の意見を聴いていると規定している(資料5)。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

基準IV-C-1

- 資料1 「学校法人新島学園寄附行為」 観点(1)
- 資料2 「学校法人新島学園内部監査実施要領」 観点(2)
- 資料3 「内部統制システム整備の基本方針」(2025年3月29日理事会制定) 観点(2)
- 資料4 「監査計画」 観点(2)
- 資料5 「監査報告書」 観点(4)

基準IV-C-2

- 資料1 「学校法人新島学園寄附行為」 観点(1)(2)
- 資料2 「定時評議員会議事録」(2025年6月7日開催) 観点(2)

基準IV-C-3

- 資料1 「学校法人新島学園寄附行為」、第50条、第55条 観点(1)(2)(3)
- 資料2 「定時評議員会議事録」(2025年6月7日開催) 観点(2)

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1の現状>

観点(1) 監事については、私立学校法の規定を準用し、寄附行為第23条により、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを評議員会の決議によって選任している(資料1)。また、選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守している。

監査は、私立学校法第52条の規定に基づき寄附行為にて規定した下記の職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後の3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

観点(2) 監事は、寄附行為第30条に規定された調査権限等により、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ

る。この職務を行うため必要があるときは、その法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することや会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。また、監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならないとしている。

観点(2) 監事は経理及び一般業務について、不正・誤謬・脱漏の防止と経営能率の向上を目的とし定められた「学校法人新島学園内部監査実施要領」及び2025年3月29日理事会制定「内部統制システム整備の基本方針」に基づき監査を実施している(資料2、資料3)。監査は、年度当初に監事により作成された監査計画に基づき、毎会計年度末に行われる定期(期末)監査と、中期に実施され臨時(期中)監査の2回が、監事により行われている(資料3)。他、監事は、毎月開催される常任理事会に出席し、招集に係る手続きや審議の状況等を確認している。

観点(3) 監事は、常任理事会への出席に加え、5月、6月、7月、9月、11月、1月、3月の計回開催される理事会及び評議員会(定時評議員会、定例会1回、計2回)にはその都度出席し、求めに応じて、意見を述べている。

観点(4) 監事は、本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について、期中監査及び公認会計士の報告等を踏まえた期末監査の結果を取りまとめた監査報告書を作成し、本学園の事業・会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している(資料4)。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

観点(1)評議員会は、理事の実数を超える数の評議員をもって組織し、下記に掲げるものと規定し(資料1)、評議員会において選任すると規定している。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 2名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから選任した者 4名以内
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 9名以内

また、寄附行為にて、理事会は、下記の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと規定している。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等を言う。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 更に下記の事項については、評議員会の決議を要すると規定している。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

評議員の決議については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うと規定している。

なお、次の決議は、議事に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないと規定している。

- (1) 監事の解任
- (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

観点(2)評議員会を招集する場合には、理事会において、会議の日時及び場所、並びに会議の目的である当該事項、及び議案(議案が確定しているときは、その概要、議案が確定していないときは、その旨)を定め、更には私立学校法施行規則で定める事項を会議の1週間前までに発しななければならないとしている(資料1、資料2)。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

観点(1)会計監査人は、私立学校法に基づき、評議員の決議により選任すると寄附行為第50条に規定している。

観点(2)、観点(3)会計監査人は、私立学校法の規定に基づき寄附行為第55条により、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。)及びこの附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出すると規定している(資料2)。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

資料：点検評価の観点

本報告書は、以下の点検評価の観点に基づいて自己点検・評価を実施した。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

点検・評価の観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

点検・評価の観点

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じて定期的な点検している。

[区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。]

点検・評価の観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らし、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

点検・評価の観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ② 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
 - ③ 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
 - ② 教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
 - ① 入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
 - ② 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
 - ③ 入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]

[区分 基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

点検・評価の観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ① 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
 - ② 地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]

[区分 基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

点検・評価の観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。]

点検・評価の観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単

- 位数の上限設定等を行っている。
- (3)単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4)進級判定がある場合は周知している。
- [区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]
- 点検・評価の観点
- (1)教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - (2)教育課程の見直しを定期的に行っている。
- [区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]
- 点検・評価の観点
- (1)教養教育の内容と実施体制が確立している。
 - (2)教養教育と専門教育との関連が明確である。
 - (3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
- [区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]
- 点検・評価の観点
- (1)学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
 - (2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。
- [テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]
- [区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]
- 点検・評価の観点
- (1)学習成果に具体性がある。
 - (2)学習成果は一定期間内で獲得可能である。
 - (3)学習成果は測定可能である。
- [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]
- 点検・評価の観点
- (1)各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
 - (2)教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
 - (3)教員の成績評価の状況について把握し、点検している。
- [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]
- 点検・評価の観点
- (1)GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
 - (2)学生調査や学生による自己評価などを活用している。
 - (3)インターンシップや留学などへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
 - (4)卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
 - (5)測定した結果を学習成果の点検に活用している。
- [区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]
- 点検・評価の観点
- (1)学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
 - (2)学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
 - (3)学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。
- [テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]
- [区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]
- 点検・評価の観点
- (1)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
 - (2)高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
 - (3)専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
 - (4)入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
 - (5)入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
 - (6)アドミッション・オフィス等を整備している。
- [区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]
- 点検・評価の観点
- (1)学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
 - (2)選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
 - (3)授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
 - (4)受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- [テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]
- [区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]
- 点検・評価の観点
- (1)入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
 - (2)入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
 - (3)学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
 - (4)学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
 - (5)学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
 - (6)学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
 - (7)基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。

- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にを行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にを行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

点検・評価の観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

点検・評価の観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

点検・評価の観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

点検・評価の観点

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

- (3)教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
- (4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

点検・評価の観点

- (1)校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2)学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3)校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4)校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5)校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6)教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7)専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8)専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9)通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10)教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11)図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12)図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

点検・評価の観点

- (1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5)コンピューターシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

点検・評価の観点

- (1)教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。
- (7)教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8)コンピューター教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

点検・評価の観点

- (1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
 - ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧教育研究経費を適切に措置している。
 - ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2)財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③年度予算を適正に執行している。
 - ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財務資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

点検・評価の観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

点検・評価の観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)のしるしを定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統轄している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
 - ① 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ② 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ③ 学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④ 教授会議事録を整備している。
 - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

点検・評価の観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

令和7年度の準備状況

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

点検・評価の観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

点検・評価の観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

点検・評価の観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

点検・評価の観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

点検・評価の観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。